

令和5年第4回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年12月12日（火曜日）午前10時00分開会

日程第 1 会議録署名人の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	藤井利一君	2番	岩瀬環樹君
3番	塩入健次君	4番	滝口一浩君
5番	土井茂夫君	6番	北村昭彦君
7番	伊藤城祐君	8番	石井芳清君
9番	椎木藤弘君	10番	田中とよ子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	前森勤君
総務課長	殿岡豊君	企画財政課長	渡邊和弥君
産業観光課長	埋田禎久君	税務住民課長	金井亜紀子君
建設水道課長	永石知功君	全町公園課長	伊藤広幸君
保健福祉課長	田邊義博君	教育課長	吉野信次君
会計室長	米本貴志君		

事務局職員出席者

事務局長 市原 茂 君 主 事 市川可奈君

◎開会の宣告

○議長（滝口一浩君） 皆さん、こんにちは。

本日、令和5年第4回定例会が招集されました。

本日の出席議員は10名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより令和5年12月招集御宿町議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。また、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

(午前10時00分)

◎会議録署名人の指名について

○議長（滝口一浩君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。6番、北村昭彦君、7番、伊藤城祐君をお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（滝口一浩君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期は、あらかじめ配付した日程により本日から2日間とし、本日は、諸般の報告の後、6名の一般質問を行い、散会いたします。

明日13日は、議案第1号から第9号を順次上程の上、質疑、採決を行い、閉会いたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は、本日から13日までの2日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告について

○議長（滝口一浩君） 日程第3、諸般の報告について。

議長の諸般の報告については、あらかじめ配付した報告書のとおりですので、ご確認ください。

続きまして、石田町長から議案の提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

（町長 石田義廣君 登壇）

○町長（石田義廣君） 本日ここに、令和5年第4回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件につきましては、規約改正に関する協議1件、条例改正4件、補正予算案4件の計9件についてご審議をいただきますが、開会に先立ちまして、各議案の提案理由及び諸般の報告について申し上げます。

まず、今定例会で提案いたします議案の概要について説明を申し上げます。

議案第1号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございますが、夷隅地域における水道事業につきましては、令和4年4月に夷隅地域水道事業統合協議会を設置いたしまして、統合・広域化に向けて基本方針の検討など協議を進めてきたところであります。

統合に向け、さらに円滑に協議を進めるため、夷隅地域水道事業統合協議会と構成団体が同じ夷隅郡市広域市町村圏事務組合において事業認可を受け、水道事業の統合・広域化に係る事務の共同処理を行いたいことから、組合規約の変更に係る協議をするにあたり議会の議決を求めるものでございます。

議案第2号 御宿町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてですが、子ども・子育て支援法に基づき市町村が条例で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、引用している法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、町条例にて引用している就学前の子どもに関する教育・保育

等の総合的な提供の推進に関する法律の一部規定が削除されたことから、条例に引用する同法律の条項を変更するものでございます。

議案第3号 御宿町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、児童福祉法に基づき市町村が条例で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について、職員に関する経過措置の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、放課後児童健全育成事業に配置する職員について、従来は保育士等の基礎資格を有している者であって、都道府県知事等の研修を終了した者と規定していたところ、放課後児童支援員としての業務に従事することになった日から2年以内に当該研修の終了を予定している者を含むこととする改正でございます。

議案第4号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法施行例の一部を改正する法律が令和5年7月20日に公布されたことに伴いまして、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、子育て世帯の経済的負担軽減のため、出産する被保険者に係る産前産後期間における国民健康保険税の所得割額と均等割額を減額するものでございます。

なお、本条例案につきましては、去る11月27日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第5号 御宿町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定については、近年の一般廃棄物の処理状況等を踏まえまして、一般廃棄物処理手数料について所要の改正を行うものでございます。

議案第6号 令和5年度御宿町水道事業会計補正予算案（第3号）についてですが、今回提案いたします補正予算第3条収益的支出は、令和5年度御宿町水道事業会計当初予算第3条収益的支出を1,201万9,000円増額するものであります。

内容といたしましては、湧水に伴う受水費の増額と委託費の増額でございます。

議案第7号 令和5年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算案（第3号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ286万6,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ11億876万9,000円とするものであります。

主な内容についてですが、最低賃金改定に伴う会計年度任用職員の共済費の増額及び法改正対応に伴うシステムの改修費をお願いするものであります。

なお、本補正予算につきましては、去る11月27日に国保運営協議会の審議を経ておりますこ

とを申し添えます。

議案第8号 令和5年度御宿町介護保険特別会計補正予算案（第3号）についてであります。歳入歳出ともに267万9,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を11億3,309万8,000円とするものであります。

なお、内容につきまして、介護報酬改定に伴うシステム改修と介護保険料の還付金について補正を行うものであります。補正財源につきましては、国からの交付金や一般会計からの繰入金のほか、令和4年度からの繰越金を充てました。

議案第9号 令和5年度御宿町一般会計補正予算案（第6号）についてであります。今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに1億7,517万6,000円を追加いたしまして、補正後の予算総額を41億4,114万2,000円とするものであります。

本補正予算の内容につきましては、国の重点支援地方交付金を活用した、物価高に伴い影響を被る低所得世帯への追加の給付金事業、いすみ鉄道への災害復旧支援や障害者自立支援給付事業の扶助費の追加、老朽化の著しい庁舎空調設備、清掃センター、橋梁等の工事のほか、令和4年度の国保支出金及び県支出金の精算に伴う返還金の計上など、速やかな事業実施に対応するための予算措置をお願いするものでございます。

ただいま申し上げました議案の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、何とぞ慎重なるご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、諸般の報告を申し上げます。

私の公務の日程の報告につきましては、配付させていただきましたお手元の資料のとおりでございます。

諸般の報告について。

先の第3回定例会におきましてご承認をいただきましたプレミアム付商品券事業でございますが、11月6日に商品券を販売を開始いたしまして、11月24日に7,000冊が完売いたしました。令和6年1月16日までの利用期限となりますが、物価高騰の対策として、生活者の支援や地域経済の活性化の一助となることを期待するところでございます。

新型コロナウイルス感染症ですが、5類に移行いたしまして、原則季節性インフルエンザと同様に扱われ6か月余りが経過いたしましたが、町民の皆様への集団接種も12月5日をもって7回目が終了したところでございます。

コロナ前に実施していましたが、各種行事なども再開し始め、また地域のにぎわいなども回復傾向にあります。今後とも感染症拡大防止に配慮をしながら町政の執行に努めてまいり

ますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、諸般の報告といたします。

○議長（滝口一浩君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（滝口一浩君） 日程第4、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、同一の質問について3回を超えることができないことになっていきますので、ご注意ください。

また、一般質問通告書に記載のない質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

◇ 岩 瀬 環 樹 君

○議長（滝口一浩君） 通告順により、2番、岩瀬環樹君、登壇の上、ご質問願います。

（2番 岩瀬環樹君 登壇）

○2番（岩瀬環樹君） これより岩瀬環樹の一般質問を始めます。どうぞよろしくお願いたします。

初めに、選挙公報のデジタル化について。

9月に行われた御宿町議会議員一般選挙における選挙公報が町ホームページにアップロードされていなかった。選挙公報は、新聞折り込み及び公共施設などに置かれていたようだが、全ての人に配布させていなかったのではないかと。民主主義の根幹である選挙において、立候補者が有権者に思いを伝えたいと考え作成した選挙公報を有権者は知る権利があり、行政は知らせる義務がある。積極的に選挙管理委員会がこれをウェブサイトに掲載することが望ましいと考えるが、このことについて説明を求める。

○議長（滝口一浩君） 殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、岩瀬議員さんのほうから選挙公報の関係でのご質問についてお答えをさせていただきます。

選挙公報につきましては、ご承知のように選挙管理委員会が選挙の執行の際に候補者の氏名、経歴、政権等を掲載した公報紙面を発行するものでございまして、立候補の届出が締め切った

後にくじにより掲載位置を決定し、業者に印刷、発注をしているところでございます。

町村の選挙につきましては、届出日から選挙期日までは5日間と期間が非常に短く、郵送での配布を行おうとしますと、選挙公報が納品されてから郵送の差し出しまでの準備が煩雑になるほか、配達状況によっては、選挙期日の前日までにお手元に届かないことも考えられます。

したがって、御宿町選挙公報の発行に関する条例に基づき、新聞折り込みのほか、公共施設などに置くことによって、選挙人が容易に入手することができるよう努めているところでございます。

岩瀬議員さんからのウェブサイトへの掲載というご提言でございますが、総務省からの過去の通知において、掲載データの準備が整った段階でできるだけ早く掲載することが適当であるとの見解が示されていることが確認できました。さらに、立候補の際に示された公約の履行を有権者が確認できるようにするために、次の選挙までの間、選挙公報を継続してウェブサイトに掲載することが可能かという国会での質問に対し、選挙の公正を害するおそれのない形式で行われるのであれば差し支えないものとして答弁がされております。

これまでは高齢化率が高いことなどから、直接選挙公報の現物を手に取って見るができるよう新聞折り込みなどによって対応しておりましたが、こうした国からの通知をはじめ、ただいま一般質問にて議員さんのほうからもご提言をいただきました内容も踏まえ、ホームページなどデジタル化への対応について、今後積極的に検討してまいりたいと考えております。

以上になります。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

選挙管理委員会発行の選挙公報は、東日本大震災を機に平成24年からの啓発の一環としてホームページに掲載が認められているので、御宿町でも引き続き取り組んでいただき、告示日に速やかな掲載をお願いしたい。

次の質問に移ります。

御宿小学校更新の質疑応答などについて。

御宿小学校を御宿中学校に併設する案について。

昨年11月の説明会で出された質疑応答などによると、次のとおり何点か危険性が指摘されていたと思うが、その対応は検討されているのか。検討されていれば、具体的に示していただきたい。

1、ガラス面通路の近くに小学生用遊具が設置されているが、生徒がぶつかり、ガラスが割れることはないのか。

2、国道128号線沿いにある学校出入口は、生徒数が増えることで朝夕の送迎時に混み合うことが予想されるが対策はあるのか。

3、津波の避難時に浅間山山頂まで安全に避難できるのか。土砂崩れなどの危険性は。

4、校庭での小学生と中学生の活動スペースが近いことで接触事故が起こるのでは。

○議長（滝口一浩君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） それでは、1点ずつお答えさせていただきます。

ガラス面の通路の近くの遊具ということでございます。こちらにつきましては、御宿小学校校舎更新に係る保護者説明会やアンケートの自由意見の中には様々な意見が出されました。遊具の配置場所につきましても、イメージをしていただくために参考資料として配置図を提供したものでございます。

参考といたしまして、中庭に遊具を配置した狙いといたしましては、子どもたちが遊ぶ場所を多くの目で見守れるということから一旦配置はいたしました。教育施設検討の中で子どもたちが安心・安全に遊具が利用できるように考えてまいります。

次に、国道128号沿いにある入り口の件でございます。

小中学生の登下校について基本を申しますと、小学生は徒歩、中学生は徒歩と自転車により通学することが基本でございます。

今回、御宿小学校校舎更新の説明会の中でも申し上げておりますが、小学生のスクールバスでの送迎については考えております。遠距離の児童の送迎と考えておりますので、徒歩での通学の児童はおるところでございます。しかしながら、雨天時や習い事などの送迎など、自家用車で多くの方が送迎していることも把握しております。

国道128号側の入り口につきましては、現在約7メートルの幅で出入りしている入り口を、幅を広げて自動車の入り口専用、出口専用道路と歩道を新たに配置し、使い分けを行い、ロータリーによる混雑緩和とスクールバス乗降の安全の確保を考えていきたいと思っております。

また、入り口拡充につきましては、災害等の避難所として指定している御宿中学校に、地域住民も含め安全に避難できることも想定しておるところでございます。

次に、津波避難時についてのご質問でございます。

津波等の緊急時の避難場所は御宿中学校でございます。さらに安全を考えると高台への避難となります。避難訓練では、浅間山が高台としてございますので活用しておりますが、緊急時に土砂崩れ等で登れない場合は、国道128号をいすみ市側に登っていくこともできると思っております。必ず浅間山でなければならないということもありませんので、平常時の訓練の中で

高台避難について確認してまいりたいと思います。

次に、校庭での小中学生の活動スペースについてのご質問でございます。

御宿小学校を御宿中学校敷地に更新することにより、校庭だけでなく、特別教室、体育館など共同で活用することを考えております。

小中学校の教職員同士の話し合いによるカリキュラムづくりや校内でのルールづくり、学校行事などについて考えていきたいと思います。児童生徒、教職員が日常の学校生活に慣れるまでは不都合も生じるとは思いますが、対応してまいりたいと思います。

また、町営グラウンドを含むB&G体育館につきましても、空き状況を確認し、活用してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○2番（岩瀬環樹君） はい、理解しました。

出入口の幅を広げることで国道の見通しがよくなることは容易に想像できるのですが、送迎車両の数が減るわけではなく、また国道を通過する車両の数も減りませんので、例えば中学校南側のスクールゾーンにも出入口を造り、ロータリーとつなげるなどの基本的な、根本的な解決策を考えることが必要と考える。

それには、小学校校舎の位置などを含め、いま一度配置図の見直しを検討していただくとともに、生徒の安全のため、父兄の不安払拭のため、それら現在検討中の事項について、確定したタイミングで説明会などを開催していただくことを望む。

それでは、次の質問に移ります。

歩道の石畳について。

御宿町は、1990年代に町独自のリゾート構想の下に道路や観光施設の整備が進められ、ヤシの木、ベンチ、街路灯、そして歩道にはメキシコ産天然石が敷き詰められ、当時は住民や観光客が憩えるリゾート地としてふさわしい場が創出されていた。

しかし、今そのときを終えるように敷石が剥がれた箇所が目立ち、その段差につまずく方も少なくなく、雨が降れば水たまりになり、メンテナンス作業が間に合っていないように見える。公共施設等の老朽化が進んでいるため、修繕や改修などの対応に大きな費用がかかる見込みとなっているが、安全性や経費節減などの観点から、ロペス通りや月の沙漠記念館周辺、ウォーターパーク周辺の歩道の石畳について、修繕、撤去、または他の場所への移設などを検討しているか。長期的な計画があればお聞きしたい。

また、町長は全町公園課を新たに設置して、町内の環境美化を行うと宣言されているが、そ

の点からも考えをお聞かせ願いたい。

○議長（滝口一浩君） 永石建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） それでは、私のほうから歩道の石畳についてご説明させていただきます。

まず、道路の管理をする上で建設水道課では、歩道も含め同様にパトロールのほか、地域の土木委員さんから報告をいただき、現場の確認や土木委員会議等を経て、優先度と予算等のバランスを踏まえ、危険箇所等の改善を図っているところでございます。

歩道の石畳についてのご質問でございますが、岩瀬議員さんの言われているとおり、1990年代に道路や施設の整備が進められ、歩道にはメキシコ産自然石が敷き詰められ、今に至っております。景観的には、自然石が敷き詰められ美しい環境でしたが、既に30年以上経過し、自然石が剥がれ、なくなっている箇所や、石が粉々になっている箇所等、あった場合は主にモルタル等を使用した補修で対応しているところでございます。

また、行き届かなかった場所についても認識しておりますが、今後もパトロールや皆様のご協力をいただき、改善していきたいと考えております。

また、ロペス通り、県御宿停車場線の管理については夷隅土木事務所になります。現在進行している歩道整備計画では、石畳歩道を撤去し、管理しやすい歩道に改良する計画でいます。一方、町では、石畳歩道は補修での対応しかしておりませんが、町、施設含め全域石畳の歩道整備になりますと、他の計画道路との兼ね合いや大きな予算も必要となることもあり、現在石畳の撤去や移設などの歩道の整備計画等立てておりません。

今後については、石畳の歩道整備について、他の施設との将来的な構想も見据える必要もありますので、移設等含め検討してまいりたいと考えております。

以上、説明終わります。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 岩瀬環樹議員からのご質問ありがとうございます。

各歩道の管理というか、整備についてのご質問ですけれども、ご承知のように、駅前通り、あるいは月の沙漠通りとかを中心に鉄平石という石が敷かれているんです。それで、それが少しずつもう、平成2年以降でございますから三十数年たっています。その中で剥がれつつ、少しずつ剥がれていまして、目の届くところについては可能な限り対応しておりますけれども、なかなか100%行き届いていないってことに、ご指摘については、しっかりと対応していきたい。

そういう中で、鉄平石の材料が、今非常に、あれは外国産なんですけれども、今ほとんどないという情報をいただいていますので、剥がれた鉄平石を活用できれば、またそこに活用していますけれども、その他についてはほかの方法で、ご高齢の皆様が多い点もごございますけれども、つまずいたりしてけがしないようにしっかりと対応していきたいなと思います。

駅前通りについては、ロペス通りと今いうことで、建設水道課長からも答弁ございましたが、これは夷隅土木事務所、県のほうとの協議で、今後県からいろいろ提案もございまして、協議を進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

御宿町を訪れる方々が駅を出て最初に歩くのが現在、電線埋設工事を になったロペス通りの歩道です。ここで使われている石は近年入手が難しく、高価なものと聞いているので、取りはずした石の適切な保管を望むとともに、御宿町公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点で運営を図っていただきたい。

それでは、最後の質問に移ります。

ウミガメを保護する条例について。

海で暮らし、陸に上がって産卵するウミガメの生存は、生物多様性の保全と海岸自然環境保護の観点、さらに美しい海岸が観光資源である御宿町のイメージアップのためにも、それらを守る保護条例が必要と考える。

千葉県では、平成19年にいすみ市、平成26年に一宮町がウミガメ保護条例を制定している。御宿町はウミガメを保護する条例を制定する意思はあるのかお聞きしたい。

○議長（滝口一浩君） 埋田産業観光課長。

○産業観光課長（埋田禎久君） お答えします。

まず初めに、ウミガメ保護に関する町の現状を申し上げます。

町では産業観光課農林水産係において、ウミガメの採捕に関し3名の職員を千葉海区漁業調整委員会へ申請し、承認をいただいているところです。採捕とは、卵の採取やウミガメの捕獲のことですが、承認をいただいているのは卵の移設についてです。

卵の移設とは、海面と陸地とが接する汀線近くに産卵が行われ、冠水する可能性が高い場合などに波がかぶりにくい水はけのよい場所に卵を移すことです。産卵が確認された場合は、採捕職員が現場に行き、状況に応じ移設するかどうかを判断しています。なお、採捕職員が参加する県の研修会においては、移設はむやみに行わないほうがよいと指導が行われているところ

です。

ウミガメの採捕に関する規制については、漁業法の規定による千葉海区漁業調整委員会指示により同委員会の承認が必要となっておりますが、ウミガメの保護に力を入れている都道府県や市町村の中には、独自に条例を定めているところがあります。

ウミガメは絶滅のおそれのある希少動物ですので、まずは産卵の時期に合わせ、町広報に情報を掲載し、町民の理解を深めていきたいと考えます。

答弁を終わります。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

ご存知とは思いますが、町広報の裏表紙に中学3年生一人一人が考えるSDGsの取組が掲載されている。そこで、子どもたちの真摯な思いを知るにつけ、大人がどのようにして分かりやすい実例をつくるべきかと考える。

担当課長から前向きな答弁をいただきましたので、この問題については引き続き進めていきます。

これで、岩瀬環樹の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） 以上で、2番、岩瀬環樹君の一般質問を終了します。

◇ 土 井 茂 夫 君

○議長（滝口一浩君） 続きまして、5番、土井茂夫君、登壇の上、ご質問願います。

（5番 土井茂夫君 登壇）

○5番（土井茂夫君） 議長の許しを得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

私の第1番目の質問は、御宿町でこういう場所ってあるんだなというのが、実に初めて知った次第です。こんなに行政の恵みを得られない、そんな場所が上布施にあるんだなと。そういうことで、私はこういう恵まれない方というか、人のために何とかなったらいいなという思いで、いつも議会、議員として活動している次第です。

前置きはそのぐらいにしまして、図1を見ていただきたいと思います。

図1は上布施です。上布施の久保田というところなんですね。店で言うと石井商店さんが近いですかね。強いて言えばね。あと対象物というものはなかなかあの辺はないもんですから、ちょっとその辺が近いのかな。ちょうど図1の丸が、今日私が訴えたい場所なんですけれども、これは丸のちょうど真ん中、これ水路がありまして、水路に、これは公共の橋ではなくて、私の道の私道であるわけなんです。こんなことがあるんだということで、町長とも何度か、1年

半ぐらいにわたって要望してきたと思います。

しかしなかなか行政の壁というか、それが突き破ることはできないみたいですね。皆さんにこういう事情を知っていただきたいと、そんな意味で一般質問する次第です。

2枚目は図2ですが、図2はちょうど橋がかかっている分ですね。橋がかかっている分。これはまだ町に認められていない部分です。ちょうど北側というか、海があるんですけども、薄く塗ってあるところです。ここの、宅地は1軒しかございません。1747番が1軒。実はここは4000番の土地があるんですけども、これが土地改良された土地なんですね。

我々の同僚、同僚というか先輩の議員の方が理事長をやっているんですけど、ここを完成していったわけですけども、いかんせんもう先輩その方はお亡くなりになりました、この事情を聞いたら、私も、もっと確からしい、この橋がなぜできなかったかということを知りたいんですけども、いかんせん訪ねましたら、もう亡くなっていました。

そんなこともありまして、またここを区が、1人だけじゃなくて何人も人が使うものですから、この橋を。農業のために使いますので、この橋を修理、新しく造ったり何かいろんなことも、関係者総出でこの橋を造ってきたそうです。

また、この橋について、町も少しは関与しているんですけども、原材料費を支給して、それで皆さん労力、いろんな面を出し合って、造った橋だそうです。

現在、またこの橋は、やっぱり橋って老朽化しますので、かなりぐらつくらしくて、何とかまたこれを補修しなきゃいけないんだということになっているわけですけども、その中で、私はこういう橋って町が担うべき橋だと私は思いました。

本当に、今地域が少し農作物、農機具も結構重量化していますので、ここを通りますとぐらつくものですから、地域の皆さん、2トンまでは許そうよということで、2トン荷重の制限をして通している次第なんです。

私、何ていうんですかね、町長にこれは聞きたいんですけども、ごめんなさい、町長聞く前にちょっとその前にごめんなさい。

この土地改良も、昭和61年1月27日に換地処分したそうです。そして、この橋ってというか、御宿町の橋って、実は昭和53年の12月議会で改めて町道認定しているんですね。たまたま私も議会だより編集委員だったもので、過去の写真という形で見たときに、あれ、こういう、こういうことがあるんだということで、昭和53年に町議会で、基本的には皆さん賛成、全員賛成でした。

そこの認定するときに、町道延長、道路延長が25万9,938メートル、かなりの町道の延長で

すね。また、路線数が1,509本。これを町道認定しました。その中で、ある議員が執行部に対して質問しているわけですね。「これだけやっぱり本数が多い、延長が多い。こういう橋があるんだったら、漏れ落ちがあっても致し方ないんじゃないですか。そのときはどうするんですか」という質問をある議員がしているわけですが、その議員の回答としましては、「そのときはそのときで言ってくれば認定しますよ」と。認定するのは当然議員の皆さんが認定するわけですが、これだけ1,509本ですか。これがあるんですから、私はやっぱり少し漏れ落ちがあっても致し方ないんじゃないかなと思うわけですよ。

まさしくここは漏れ落ちたか、さもなくば、議会が昭和53年、換地処分が昭和61年ですから、そのタイムラグがあるんですけれども、土地改良が終わってから認定してもいいんじゃないかなと。当然土地改良で道路工事やっていますから、いやいや工事やっていますから、それでいいんじゃないかなと。

ということで、何らかの形で、私はこの路線がたった10メートルなんですけれども、10メートルなんですけれども漏れ落ちちゃったと。たった10メートルだけれども、その橋を云々管理していくには、町民にとっては、地区の人にとっては大変な行為ですよ。この方が、税金が払ってないよ、未納だ何だかんだというんだったら分かりますよ。そうではないのに、なぜこの人にこういう、こういう人たちに負担かけるのか。私は、何か考えが及ばないですよ。

そこで、別のことを言えば、町長は町民全ては町民のためって、すごいいスローガンを持っているんですよ。これは私はほれますよ。全ては町民のために。これをやっぱり、こういうことに適用していつしかるべきじゃないかなと。行政にとっては、何がそういうことができないのか。それを今回もお聞きしたいわけです。

そして、もう一つだけ、私回答してもらおう前に、陪審員制度ですね。国の陪審員制度が2000年から始まったわけなんですけれども、陪審員に心に留めておきたい4つのことがあるらしいんです。それはそうですね。これは、こういう言葉がちょっとあれなんですけれども、「常識に従って間違いないと確信できないときは無罪とする勇気を」ということで陪審員の人たちに、ほかにあと3つあるんですけれども、そういうことを法務省は、裁判所は心に留めておきたいということらしいんです。

私、まさしくこれは、何もこれ偉くはないんですよ。いろんな町道がこうあって、エゴでここじゃなきゃ駄目だというんだったら、私はそれならネグレクトすべきですよ。どこもない、ここしかないの。ないのに、何が行政にとってそれを認めないのか、私にはどうもそれを理解できなくて、いろんなこういう形で挙げちゃったんですけれども、そういうことです。私まあ

町長が一言「分かったよ、それは土地も場所も分かるから、ちょうどいいでしょ」と。その一言あれば、もう何も言いませんよ。

ということで、好きなことを私も言いましたけれども、町の未認定箇所の町道、どう考えるんですかということですね。そして、認定するつもりはありますかと。私の質問は、最終的にはそれです。よろしくお願いします。

○議長（滝口一浩君） 永石建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） それでは、道路問題の町道未認定箇所についてご回答いたします。

現在、町道認定等には、平成29年9月13日に制定されました御宿町町道路線の認定及び廃止基準の定めがあり、範囲、要件により認定をしております。

土井議員さんがおっしゃっている昭和53年12月の定例会会議録は確認いたしました。道路台帳不備により道路延長25万9,938メートル、路線数1,509本の再度道路認定をしております。この中で、認定漏れに対する事項が記載してありますが、現在、昭和53年から現在まで約45年も経過しており、その間認定漏れがあったとの認識はございません。

また、平成16年には御宿町都市計画が決定され、平成29年には町道路線の認定及び廃止基準も定められ、様々な対応が求められています。

指摘されている箇所、上布施字久保田地先については、認定漏れとの認識ではなく、基準を満たしていない橋や道路に設置している私有地にかかっていることなどにより認定ができないんじゃないかという箇所と考えております。

今後も町道路線の認定及び廃止基準の定めで運用してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、ご説明終わります。

○5番（土井茂夫君） 町長、いかがですか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ただいま建設水道課長が答弁をしたとおりでありまして、認定漏れという認識はないということなんです。要するに、現在定めております町道に関する町道路線の認定及び廃止基準に合致していないということでございます。

以上でございます。

○5番（土井茂夫君） 町長ね、今の町道認定されている橋でも何でも、今の基準に合わせたら認定できないですよ、みんな。みんなって言っちゃ言い方はおかしいね。できない橋が多い

ですよ。というのは、その前の時点で造っていますから、何もそんな、まして素人が造っていますから、あれは私の橋なんですよ。町が造ってくれないから造ったようなものであって、町が造ってくれる分には、別にああいう認定に合うような基準を当然町は造るでしょうよ。その辺を考えてもらわないと、一生救われないんじゃないかなと思うんですよ。

そういう目に遭っているし、一般的には1,509本のうちの1本だから、相当のイレギュラーな話だけれども、それにしてもそういうことこそ救ってあげるべきじゃないかなと思うんですよ。基準だって、今の基準で合わしあったら、とてもどの橋も合わないですよ。

だから、町長が言っている、さっきから言っている、これね、全ては町民のために尽くしたいということって、もう忘れたんですか。選挙に立つときだけなんですか。そうじゃないでしょう。この精神を私は忘れないでもらいたいし、すごくいい標語だと思いますよ、スローガンだと思いますよ。

私がこれ以上言ってもしょうがないから、次の質問にまいります。

次は、簡単な話で、二級河川の清水川ですね。清水川は、当然県管理の河川です。そこで、夏場になるとやっぱり見かけますと、ウォーターパークに行った帰りとか何かで見かけますと、あの歩道が1.2メートル、1.3メートルぐらいしかないんですね。現状では、そうでしょうけれどもね。やっぱり片側しかないですから、歩行者は交互交通するわけですよ。すごくそれで、あそこで歩道にあぶれちゃうとか、はみ出しちゃうんですね。そういうところを私は何度か見まして、何とかならないのかよという思いがしまして、今回の質問としたわけなんですけれども。

確かに1点だけは、桜、河津桜、これが大体6本ぐらい影響しちゃうんですよ。それを思うと、どっちが大事なんだということをせがまれるわけですけども、やっぱり何だかんだ言たって、人の命じゃないかなと思うわけですけども、できるところはできるように整備していったらいいんじゃないかなと。相手は県だから、普通民間じゃないから話が通れば認めると思うんですよ。土地を買うことはないし。

1点だけ、まず現状桜、河津桜がありますから、ちょっと難があるんですけども、何とか、土地買うことないから、ちょっと整備すれば早めに早く夏を迎えても対応できるんじゃないかなと。強いて私は、ここの質問書の中に国道の橋、御宿橋から地曳橋と言いましたけれども、そこまでできればもっといいんですけども、多目的広場から地曳橋まで、これは最小限、大体多目的広場から降りて、そして歩道を歩いていくというようなスタイルの方がほとんどですから、最小限そこまではやっていったらいいんじゃないかなと。やっぱり観光立国を標語とかし

ているんだとしたら、いろんなところを整備していかなきゃいけないと思いますよ。

駐車場も産業観光課長が初めて駐車場の中を、穴を埋めてくれたと。これは私聞きまして、ほかの駐車している方から聞いて、初めてやってくれたよな。ひとつひとつそういうことだと思うんですけどもね。歩道もそういうことも、いろいろあると思います。そこをやっぱり磨いていかないと、自分の町は捨てられちゃうんじゃないかなと、そんな思いがいっぱいなものですから、私はどっちかという、そっちのソフトじゃなくてハードのほうのそちらのほうのが得意なもので目についちゃうからね。そう私は話しているんだと思いますけれども、ぜひともね、これは課長。

○議長（滝口一浩君） 永石建設水道課長。

○建設水道課長（永石知功君） それでは、道路問題の二級河川沿いの歩道整備について、ご回答いたします。

まず、土井議員さんが言われている地曳橋から御宿間の河川の護岸、かさ上げに関する場合については、やはりかさ上げする河川整備計画を作成してから実施していくのが通例となっております。

質問されている箇所の二級河川沿いの河川整備計画は、どうなっているのか夷隅土木事務所を確認しました。二級河川、清水川にはかさ上げする河川整備計画はなく、現在途中ですけれども、須賀字山谷場のかさ上げについては、実際災害が発生したため一部管理道路を含め整備を行ったところでございます。

今回、土井議員さんが言われている歩道は狭いと認識しておりますけれども、川側に拡幅となると、やはり護岸のかさ上げが必要となります。現在は計画がありませんので、今後県と調整の中で対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上、説明終わります。

○5番（土井茂夫君） ありがとうございます。

河川計画は県が立てなきゃいけないわけですよ。町が立てるわけじゃないんですよ。何か本末転倒なことを勝手に言っているなと思って、自分たちが管理者なのに、こちら側は違いますから、その辺はどんどん立ててくださいよという形で促さないとやらないんで。

いずれにしても粘り強く、1回が駄目なら、2回、3回、4回という形で、やっぱり長く交渉して、その熱心さがあるかないかによって、動く者も動くし、動かない者は動かないし、そんなことじゃないかなと思ってますので、いかんせん県のほうを動かせばいいだけだから、地主を動かすのは、ある面では大変な部分ってあると思いますので、引き続いて、我が町の河

川だから、我が町の歩道なんだから、だから土地だって御宿の土地ですからね、ある面でね。だから、今後も頑張ってもらいたいと思います。

以上で、私の質問終わります。ありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） 以上で、5番、土井茂夫君の一般質問を終了します。

ここで10分間の休憩いたします。

(午前11時04分)

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時17分)

◇ 塩 入 健 次 君

○議長（滝口一浩君） 3番、塩入健次君、登壇の上、ご質問願います。

(3番 塩入健次君 登壇)

○3番（塩入健次君） 3番、塩入です。議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問のほうをさせていただきます。

子どもたちを取り巻く教育環境は日々変化しておりまして、行政側も保護者も様々な対応に追われていることだろうと思います。先週も、東京都が高校の授業料無償化の所得制限を撤廃するとか、子どもが3人以上の世帯では、大学の授業料を無償化する方針といったニュースが流れております。

御宿町においても、布施小学校の閉校に伴う御宿小学校との統合であったり、その小学校も施設の老朽化に伴う更新を控えておりますなど、教育環境の大きな節目を迎え、教育行政に対する町民の意識や関心の高まりがもはや必然という状況になっております。

そのような中で、中学校の部活動においても、今後大きな変化が見込まれるということで、本日はそのことについてお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず1つ目、中学校部活動の地域移行の現状についてです。

スポーツ庁策定の運動部活動の地域移行について及び文化庁策定の文化部活動の地域移行についてという文書におきまして、教員の働き方改革や質の高い多様な活動機会を確保するとの名目で、中学校における部活動は、学校以外の地域による取組への移行を推進することとなっております。

まず、休日の活動について、令和5年度より段階的に移行するとの目標が定められておりま

すが、御宿中学校についてどのような目標を定められているかお伺いしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） それでは、まず現状についてご説明いたします前に、部活動改革のこれまでの経緯を先に申し上げます。

平成30年3月に、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインがスポーツ庁から示され、少子化が進展する中、生徒がスポーツを楽しむことで、運動習慣の確立等を図り、生涯にわたり心身の健康の保持増進を趣旨としてございます。

このガイドラインでは、学期中にわたり、学期中の平日少なくとも1日、土日少なくとも1日以上を休養日の、2日以上を休養日とすること、長期休業時には長期の休養期間を設けることなどが記載されております。

平成31年1月には、中央教育審議会答申が出され、教職員の長時間労働の主な要因の一つが部活動であり、学校単位から地域単位の取組とすることを積極的にするべきとされました。令和元年12月には、公立の教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法一部改正案に対する附帯決議として、教職員の負担軽減を実現する視点から、部活動を学校以外の主体が担うことを早期に実現することが決議されました。令和2年9月には、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革の中で、令和5年度以降で、休日の部活動を段階的に地域に移行していくことが示されました。

令和4年6月の休日部活動移行に向けたスケジュールでは、令和5年度中に1部活動以上を地域移行し、令和8年度までには、平日の部活動についても、準備ができた部活動から地域移行することとなっておりますが、学校関係者、教育委員会から多くの質問、意見、要望が出され、部活動の地域移行には地域格差があることに国も気づき、また運動部活動のみの議論から文化部も含めた議論に移行してきております。

議員ご質問にございます令和5年3月に示されました地域クラブ活動の在り方に関するガイドラインでは、令和5年度までに実証的に1部活動の地域移行を目指すものに変更されておりますので、現状としましてはそういう形でございます。

以上でございます。

○3番（塩入健次君） ありがとうございます。

そうしますと、次の質問に移りますけれども、先ほどおっしゃられたように、今年3月のガイドラインでは、令和5年度中、今年度中に各市町村の1部活動移行を移行して、7年度には複数の部活動の移行が目標という形にはなっておりますが、御宿町においては、では移行スケ

ジュールというのほどのようなお考えになっておられるかをお伺いしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） それでは、地域移行のスケジュールについて申し上げます。

町教育委員会では、学校教育として長年行ってまいりました部活動を、社会教育として行っております地域クラブ・習い事等の活動と捉え、まず休日の部分を生徒の自由選択とすることと一旦捉えております。地域への部活動移行につきましては、地域ごとに地域クラブの代表の方を含む関係者による協議会を設置し、地域でどのようにしていくかを決定していくことになっておりますが、全国からの問合せに、国からも明確な回答が示されておられません。協議会を設置しても、部活動の地域移行についての内容を説明したところで止まってしまっている協議会が多くあると聞いております。

いずれにいたしましても、今後のスケジュールといたしましては、関係者による協議会をまず設置させていただき、内容説明、方向性を示すようにしてまいります。また、現在御宿中学校の部活動への参加は義務づけされておりますが、義務づけをしておりますと自由選択ができないということもあり、近隣では義務づけを廃止した市町村もございますので、中学校長とも協議してまいりたいと思います。

以上でございます。

○3番（塩入健次君） スケジュールのほうは、もうほとんど未定という解釈でよろしいのかと思いますけれども、取りあえず今回県が定めた目標というのは、御宿町においては実行、その目標に従って進めるつもりはないと、そういうお考えでよろしいでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 今、御宿中学校の部活動も、それぞれ地域クラブ活動に加入している子どもたちが、平日、部活動に所属しないといけないということが決まっておりますので、何かしらに所属している状態です。土日に部活動を実際に行っていない部活動もございますので、そこがもう既に地域移行の形にはなっているという部分ではありますので、中学校とまた協議を重ねた上で、1個の部活動を移行できるのかどうかという部分は今後だと思えますけれども、まず実情を協議会のほうにお話をして、今後の対応をしていきたいと思えます。

以上です。

○3番（塩入健次君） 目標を守ろうと努力したけれども駄目でしたということであれば仕方がないと思うんですけども、現状までの答弁を聞いている限りですと、そもそも検討自体がきちんとされていないように思われるのですが、その辺に関してはいかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） すみません、分かりづらくて。まず、協議会をつくるということが基本になっておりますので、その中にまず説明をさせていただきます。その後、中学校のほうでもその目標を目指して、1つ地域移行しますよという話であればそういう形になりますけれども、まだ明確に今年中に1つ減らさないという話ではありませんので、まず協議会をつくらせていただいて、その中で協議をしていきたいと思います。

以上です。

○3番（塩入健次君） もともと協議会というのは、令和4年度中につくるというふうにガイドラインのほうでは決められておまして、そもそもそれが今現在に至ってもつくられていないということからして、あまりここに関して教育委員会並びに学校として、積極的に関与するつもりがないというふうに疑われても仕方がないと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（滝口一浩君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 協議会を、先ほども申し上げましたとおり協議会をつくって、そのまま一旦お休みしているような市町村が結構ございます。そういう部分も含めて、全体的にどういうふうな取組をしているかというのは、東上総教育事務所のほうの課長会議の中でも、意見交換なり情報共有をしながら今まで進めてきたところです。

御宿町は、今のところ協議会はつくっておりませんが、部活動についてどのようにという部分としては、国の考え方、県の考え方も含めて、よく精査しながら進めているということで、協議会の設置をしていないと。ただ、近隣がもうそういう協議会をつくっておりますので、そこまではやっておかないといけないということで、今年度中にやる予定でございます。

以上です。

○3番（塩入健次君） ありがとうございます。

学校問題、ここ何年か御宿町においては、布施小学校の閉校に関する問題であったり、現状も続いております御宿小学校の更新についての問題というのが、なかなか尾を引いているというか、なかなか町民の理解が得られず、布施小学校の閉校に関しては、一旦発表したものの、白紙撤回するような事態に陥ったりしている状況があります。これは、町民がそもそも町の教育行政であるとか教育委員会に対しての不信感を、今までずっと募らせてきた結果だと思っております。

なので、こういう中学校の部活動という小さなジャンルではありますけれども、こういうところもきちんと積極的に教育委員会がリードしていかないと、町民の不信感というのがますます

す増長する、そういう結果になると思いますので、ぜひともこの辺をきちんと推進していただきたいと思います。

これまた現場の教員であるとか保護者の方々も、皆さん不安に思われているんですね。現場の教員、先日も学校訪問を、総務教育民生委員会の中で訪問いたしまして、ちょっとお話をさせていただいたりしましたけれども、教員の側も、そもそも上からの指示がないので、やり方に関して困っていると。保護者も、中学校の部活動がなくなると聞いていますけれども、どうなっちゃうんですかと、そういう不安を聞いております。

したがって、こういう小さなことからでも結構ですので、教育行政、町の教育行政のほうをしっかりと進めていただきたいと思います。

続きまして、3番目の質問にまいります。

近隣市町との連携について。

生徒数が年々減少しておりますので、団体競技等において部員数の確保がままならず、他校との連合チームなどで大会に参加する例が増えてきております。運動部活動の地域移行についての文書の中にも、地域の実情を踏まえ、都市過疎地域での合同部活動によるスポーツ活動機会の充実に向けた実践研究を実施するという文言がありまして、地域移行にあたっては、御宿町単独ではなく、近隣市町と連携した受皿づくりが必要となりますが、そのような考えはございますでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 近隣市町との連携についてお答えいたします。

学校で行っていた部活動を地域クラブ活動へ移行するという趣旨もあり、また複数の学校による連合チームとしての活動は、指導者確保の問題、保護者の送迎の問題、責任の所在など多くの問題がございますので、現在のところは考えておりません。

ただ、連合チームでの活動については、将来的に生徒の減少が予測されることから、近隣地域での活動を模索している市町村もございます。今後、近隣との連携の形ができるようであれば、その対応をしていきたいと思っております。

以上です。

○3番（塩入健次君） 過疎化の地域においては、単独の市町で効率が悪いものについては、近隣と連携するというのがもはや当たり前になっておりまして、ごみ処理でありますとか水道事業に関して、この御宿町においても近隣での連携というのが話が進んでいる最中です。当然、部活動とか教育問題に関しても、近隣で連携して取り組んでいくというのが当たりの

状況になると思うんですけども、このあたりに関しても、しっかりと町のほうでリーダーシップを取って進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、4番目の行政の支援体制についてということで、地域移行にあたり、今まで内部でやっていたものを外部に委託するという形になりますので、活動場所や活動に係る費用、そういったものが問題になってくると思います。

学校施設や学校所有の用具を貸し出したり、活動費用や指導者への報酬などの金銭的負担が必要になるなど、当然行政による支援が必要になると考えますけれども、この支援についてはどの程度お考えになられているかお伺いしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） それでは、行政支援体制についてというご質問にお答えいたします。

当初、国も支援について考えていたようでございます。現在は、金銭での支援については考えてございません。町といたしましても、既に月謝等により活動している個人・団体もでございます。受益者負担という考え方が一般の考え方となりますので、現在のところ、クラブ等の運営活動費、指導者への報酬などへの補助の交付は考えておりません。

ただ、学校施設や公民館などの貸出しについては、今までどおり、登録団体への使用料減免などの対応と考えております。まだまだ全体像が把握し切れていない状況でございますので、近隣市町村の動向を見据えながら対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○3番（塩入健次君） 現状、まず想定されているのが、休日の部活動のみという形で、平日に関しては、当面学校が学校教育の範疇で行うことになると思われまますので、そうなりますと、例えば消耗品、ボール、用具に使う、野球でいえばボールだったり、そういう消耗品の購入とか物品とかに関してだったり、あとはまた大会へのバスでの送迎だったりも、今現状何件か、年間何件かあると思われまますが、そういうものに関して、現状今保護者の負担はないと聞いています。これが、休日だけ移行することとなった場合に、行政側の対応というのはどういう形になるのでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 繰り返すようですけども、先ほども申し上げましたとおり、全体像がまだ全て把握し切れていない状況でございますので、実情はよく存じておりますが、今後の対応については、その状況を見据えて対応してまいりたいと思います。

以上です。

○3番（塩入健次君） 現状、今までただ同然で教員が行ってきた部活動の指導を、外部に委託するということがありますから、間違いなく負担の増加は予想されることだと思います。

もちろん、その保護者の理解を得て、保護者からの会費の徴収みたいな負担を求めることというのは、今後考えられると思うんですけども、数少ない御宿町の子どもたちのために、これを機会に、それなりの覚悟を持って、この部活動地域移行というのはやっていただかないといけないと思いますので、そういったところに予算をつける、そういう覚悟を持って町のほうも臨んでいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

続きまして、最後の質問にまいります。

部活動の多様化についてということで、地域移行によって、教員以外の外部の指導者が指導をできるようになります。そうしますと、専門的スキルを持った指導者による様々なジャンルの種目が活動可能となりまして、例えば当町においては、町内のサーフショップなどが協力してサーフィン部をつくるであるとか、キャメルゴルフと連携してゴルフ部をつくるとか、そういった、一般的な中学校にはない特色ある部活動の設置も不可能ではないと考えております。

このような取組によって、生徒の個性を伸ばし、嗜好の多様化に対応することは、教育上も意味のあることだと思うのですが、学校や町の魅力向上にもつながり、こういったことに関して、教育委員会としてはどのように進めていきたいというお考えがあるかお伺いしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 前森教育長。

○教育長（前森 勤君） 部活の多様化についてお尋ねですのでお答えいたします。

地域に多くの専門的な指導者や団体が存在すると思います。御宿中学校での部活動の多様化ではなく、個人の選択による様々な活動ができる時代となっていると考えます。部活動の地域移行の目的は、少子化にあたって、可能な限り、生徒がスポーツ、文化芸術活動に触れる機会を確保すること。もう一つは、教職員の働き方改革の改善にあります。その点からしても、生徒が自分に合ったスポーツや文化芸術活動に触れることができたかと考えております。

以上です。

○3番（塩入健次君） 各生徒の判断に任せるといようなお話になると思うんですけども、要するに、ただ単に学校の部活動がなくなって、一人一人の習い事の範疇に収めようと、そういう意味合いにも取れるんですけども、そう受け取ってよろしいでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 前森教育長。

○教育長（前森 勤君） 習い事というよりも、今、例えば生徒は、一つの運動に、あるいは一つの部活に集中してやっています。これをそうじゃなくて、これを機会に、自分に合ったスポーツを見つけて、これからやっていったらどうかと、そういう考え方です。いわゆるお任せするというんじゃなくて、自分から進んで、文化芸術活動もそうだし、スポーツも、いろんなスポーツもありますので、いろいろ接してみたらいかがでしょうか。その中で、自分に合ったスポーツを見つけたらどうしようと、そういうことです。

○3番（塩入健次君） 今の教育長のお話にあるような取組の中で、では町ができることというのは一体何があるんでしょうか。

ただ単に、各家庭のやりたいことをやらせるだけということ、町の支援というか、やれることというのが一つもなく、ただ単に、先ほど私言いましたけれども、各個人の習い事になってしまうような気がするんですけども、それはやっぱり町が中学校、社会教育に移行するというような最初話がありましたけれども、当然学校教育であるからやれる、金銭的負担や送迎などの負担も含めてですけども、学校教育の部活動だからできますけれども、クラブチームに所属して、そこでまたやるという選択肢しかないということになると、当然その世帯によっては、保護者だったり生徒本人の考え方によってやれる活動が狭められてしまうと思うんですけども、そういうことがないように、町としてできることは何かありませんか。

○議長（滝口一浩君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 今議員おっしゃられたとおり、学校教育の場から社会教育に場が変わるという意味合いとしては、今まで学校教育のほうに町として負担を軽減させる努力はしてきた部分が、今度社会教育側が変わるので、うちのほうは両方とも関係しておりますから、社会教育の中での団体に、どういうふうに助成ができるのかということに話が変わってくるころです。

なので、子どもたちは、部活動から一般の運動だとか文化だとか芸術だとかという話にはなりますけれども、既に社会の社会人の方たちもそういう活動をしているわけですね。そういう中に、子どもたちも溶け込むような形で、多世代の交流を図っていくのが社会教育の考え方だと思いますので、その中で町ができることは、今後またいろいろ対応をするようであれば、そういう対応をしていきたいというところがございますので、何をやるのかという話ではなくて、社会教育のほうでできることをまずやるというところがございますので、よろしく願いいたします。

○3番（塩入健次君） せっかくこういう機会があって、新しい部活動、新しいジャンルの、

先ほど言いましたように、サーフィン部だったりゴルフ部だったり、それ以外のものについてもやれるチャンスがあるということで、これを機会に教育環境をより豊かなものにしていくというような、そういう考えがあってもいいんじゃないかと思うんですけれども、それに関して、ちょうど1年前の昨年12月の議会において、北村議員が一般質問の中で、教育環境を充実させることで、それを移住につなげる考えはありませんかというような質問をされておまして、それに対して、町長と教育長がお二人とも、そのような考えはございませんという答弁をされております。それに関してですけれども、今現在もその考えに変わりはないか、町長と教育長にお伺いします。

○議長（滝口一浩君） 塩入議員、同じ質問が3回超えましたけれども、内容を、移住・定住という内容が少し微妙に変わりましたので、これを許可しますので、町長、お答え願います。

○町長（石田義廣君） 先の北村議員さんの質問は、移住定住に特化したというような趣旨であったかなと思うんですけれども、内容はよく把握し、分かっているんですけれども、総合的に考えて、移住が大切だということはもう重々承知していますけれども、特化してというような1点があったのかなと、そのことについては考えています。

また、今日の私自身、塩入議員さんのご意見、あるいは主張、お考えを聞いた中で、非常に私自身として思うことは、時代状況を見詰めた中で、非常に大切なことをおっしゃっているなと私は感じました。そういう中で、いろいろ教育長、課長いろいろ答弁いたしました、非常に重要なことであるという認識はさせていただきました。

そういう中で、趣旨を酌みながら、精査するというか、しっかりと今後いろいろな話をして、やはり社会環境における子どものスポーツは非常に重要な要素ですから、しっかりと検討していきたいなど。その点またいろいろお考えを伺ったり、協議していくことができればと私は思っております。

○3番（塩入健次君） ありがとうございます。

○議長（滝口一浩君） 前森教育長。

○教育長（前森 勤君） 数か月前の北村議員さんのご質問があって、私も教育移住に考えていませんというような内容のお答えしました。あくまでも学校教育というのは、確かな学力、豊かな心、たくましい体を育んだバランスの取れた生徒をつくっていく、つくっていくというか、そして生きる力を育んだ生徒を育てていく、これは学校教育の大きな狙いであると私は考えます。

以上です。

○3番（塩入健次君） 冒頭でも申し上げましたとおり、御宿小学校の更新などをきっかけに、教育問題について町民の関心が高まっているところでございます。新しい取組に期待するのも、当然、町民の心理としてあるかと思いますので、今後も御宿町の教育行政として、子どもたちの未来、将来のために、ぜひとも尽力をお願いしたいと思ひまして、私のほうの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（滝口一浩君） 以上で、3番、塩入健次君の一般質問を終了します。

ここで、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時47分）

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時30分）

◇ 北村昭彦君

○議長（滝口一浩君） 6番、北村昭彦さん、登壇の上、ご質問願います。

（6番 北村昭彦君 登壇）

○6番（北村昭彦君） 6番、北村でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回、私は2点、大きく2点質問させていただこうと思っております。

一つは、若者の力を町政に生かすための具体策について、2つ目として、議会のインターネット中継についてということで質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、1点目の若者の力を町政に生かすための具体策についてというところですが、先の令和5年9月議会において、私は若者と議会の町づくりワークショップで、高校生が提案してくれた若者の町づくり参加を促す画期的なアイデアの実現可否について町長にお尋ねいたしましたが、非常に残念ながら、従来どおりの役場の考え方の範疇にとどまったような、決して前向きとは言えないご答弁しかいただけませんでした。

一方で、先月、11月14日に行われた中学生議会においては、御宿中学校の生徒さんたちから、町の将来を憂えた真摯な質問が多数ぶつけられ、執行部からは、これからの御宿町は若い皆さんにかかっていると、ご意見やご要望を寄せてほしいという趣旨のご答弁があったと思ひます。

いつもこの場でも申し上げているとおり、成熟社会と言われる中で、私たちの生活意識や行動、価値観、これは多様化の一途をたどり、それに伴って、我が町の抱える課題も、もう複雑

化を増す一方、本当に一筋縄では解決できないような、正解は何か分からないような課題がいっぱいあると。ましてや、今はブーカの時代、VUCAの時代と言われたりもします。予測不能の時代、正解が何か分からない時代だという意味です。

コロナ禍や、ロシアによるウクライナ侵攻、物価の高騰、自然災害の激化など、思いもよらないこと、経験したことがないようなことが立て続けに起こる現代においては、従来どおりのやり方、考え方にとらわれず、失敗から学ぶことを前提とした小さな挑戦サイクルを、フットワーク軽く回し続けながら、新たな道筋を見いだしていくような運営があらゆる組織に必要とされています。当然ながら、我が町の自治体運営に関しても同じことが言えると私は思っております。

このような状況の中で、これからの町づくりを考えるにあたっては、若者の柔軟な発想、意見を積極的に取り入れながら、若い人たちにもっと主体的に、もっと楽しみながら町づくりに参加してもらうための新しい仕組みが必要であると。そして、町はそのことにもっと真摯に取り組むべきだと改めて強く申し上げたいと思います。

前置きが少し長くなりましたが、1つ目の質問に入ります。

まず、具体的な施策というよりは、方針というか考え方についてお伺いしたいと思います。若者ならではの柔軟な発想、意見に対する町としての方針はということでお伺いします。

まず、我々議会としましては、去る7月8日に初めて開催した「若モノ×議会」まちづくりワークショップ、これ第1回だったんですが、今後も当面の間は年2回程度のペースで継続しながら、さらなる新しい仕組み、取組について模索していこうということで、先日決定、合意をしたところでございます。

しかしながら、議会とのワークショップで、若者たちから画期的なアイデアが出たとしても、先の議会でのご答弁のように、町行政、町長に入り口で完全否定されてしまうと話がそこで終わってしまう。それどころか、せっかく町づくりに興味を持ってくれた若者たちも、参加しても意味なかったな、アイデア出したけれども、それが何になったんだろう、だったらもう関わらない、行かないという気持ちになってしまう。これは本当に残念なことだと思います。

ましてや、中学生議会でも、若い人たちに意見や要望を寄せてほしいとご答弁されております。これからも寄せられるであろう若者ならではの柔軟な発想、意見に対して、町として今後どのように受け止め、どのように扱っていくのか。そういったあたりについて、まず考え方、方針をお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（滝口一浩君） 殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、ただいま北村議員さんのほうからご質問ありました、町のいろんな若い人たちから出てくる、若い人に限らず、住民の方から出てくる町づくりに対しての意見等について、行政としてどういうふうに取り扱うのかというところで、事務方サイドとしての考え方を最初にお答えさせていただきます。

まず、北村議員さんご提言にございますように、町づくりに対して住民の方の多くが、当然中学生や高校生、大学生、それからご高齢の方まで含めて、多くの方が町づくりに関心を持っていただいて、そしてご意見を出していただく、これについては非常に重要なことだと考えております。

その上で、北村議員さんからもご指摘ございましたように、やはりそういう場に出てきて、せっかくご意見をいただいたものを、いわゆる行政サイドの受け止め方が、どういった姿勢でそのご意見を受け止めているのかということに対して、その参加の意義といたしますか、気持ちの部分では、やはり重要な位置を占めるものだと考えております。

そうした場に出てきてご発言いただいた内容について、しっかりと受け止めていく。当然できるもの、できないものもあるんでしょうけれども、それを大事にしていくということが、やっぱり参加された方のモチベーションにもつながりますし、究極のことを申し上げますと、地方自治において非常に重要なものなのではないかと考えております。

このところで申し上げますと、行政の取組としては、第5次総合計画策定におけるワークショップの開催、これについては、また最近のことではございますが、参加された住民の方々においても、実りある大きな経験の事例の一つになったのではないかと考えております。また、最近では、地域公共交通活性化ワークショップの開催、さらには議会においても、今ご発言ございましたように、「若モノ×議会」まちづくりワークショップを開催されるなど、若者を含め、幅広い年層の方々に町づくりへのご提言をいただき、徐々にこうした取組手法が広がってきているものと考えております。

ご質問にございます今後のそういういただいたご意見についてどう向き合っていくのか、どう反映させるのかということでございますが、当然のことながら、ひとつひとつのいただいたご意見に対して丁寧に向き合って、参加された方が、いわゆる来たかいたがあった、何となく行って、全てではないにしても、多少なりとも何となく聞いてくれたことがあったかもしれない、何らかの効果を感じていただけるような、行政としての姿勢も必要だと考えております。

北村議員さんのご質問の趣旨にありますVUCAの時代ということで、そのままのやつでいくと、いわゆるボラティリティー、アンサーテインリィー、いわゆる不確かなこと等について、

これまでの行政は、いわゆるアンサーインリーの部分については全くできなかった、ただその時代の中において、そういう不確かな要素に対しても、しっかりとチャレンジしていく姿勢を持って、どうしたらそういう問題が解決できるのか、ひとつひとつのことについて丁寧に向き合っていく必要があるのではないかというふうに考えております。

こうした取組については、実施する側、また参加される住民の方、双方においても、やはり経験の積み重ねの中で、次第にだんだんと成熟してくるものだと考えておりますので、根気強くこうした取組を進める中で、少しでも住民の方の意見が効果的に反映できる仕組みづくりをまさに模索していきたいと考えております。

以上で答弁終わります。

○6番（北村昭彦君） ありがとうございます。本当にこんなご答弁返ってきたらうれしいなというようにご答弁がいただけたんじゃないかなと思います。

本当に、繰り返しになりますが、何が正解か分からない時代ということで、どうしても私も議員を8年以上やらせていただいている、いつも感じていたこと、何度か口にもしてきたかもしれませんが、役場だから間違っちはいけない、自治体とかそういう公、公共が決して間違っちはいけないとか、無謬性というような言葉が使われたりもしますけれども、がゆえに、どうしても失敗しちゃいけないからこそ、あまりこう大胆なチャレンジができないというようなことが、この御宿町に限らず、役所というのはそもそもそういう性質、性格を持っているという中で、でも何が正解か分からない時代になってきて、このチェックをする議会も含めて、あるいは住民の皆さんも含めて、やるだけまずはやってみてチャレンジしてみようよと、あまり失敗を恐れず、新しいことに挑戦してみようよという空気は、これはもう間違いなくそういう空気が生まれてきていると思うんですね。

ですので、今総務課長から、チャレンジしていく姿勢という言葉ありました。それから、ワークショップで出たご意見を全部すぐそのままというわけにはいかないけれども、多少なりとも、聞いてくれたんだな、受け止めてくれたんだなと思ってもらえるような、そういう役場としての姿勢がとても大事だと考えていらっしゃるというご答弁は本当にうれしいですし、すごくこれからの町づくりというか、行政運営で大事な部分だと思いますので、ぜひ、これは口で言うほど簡単じゃないのは分かっているつもりですけれども、まさに最後に言っていた模索をするという作業を一緒にやっていけたらいいなと、うれしいなと思います。ありがとうございます。

その辺に関しまして、町長いかがですか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 北村議員さんには、ご質問ありがとうございます。

一つとして、若者ならではの柔軟な発想、意見に対する町としての方針はというテーマといえますか、議題になっておりますけれども、今、総務課長がお答えしたとおりでございます。

総務課長の答えの中に、こういった取組はまだまだ経験が浅く、ケーススタディーを重ねる中で、実施する側、言わば開催する側と参加する側の双方が成熟していく過程が必要であるというお答えがあったんですけれども、要するに、例えば開催する側、町としますけれども、あるいは参加する側が若者としますね。

この双方の成熟していく過程が必要であるという、まさに私はそのとおりだと思うんですが、この成熟の過程があつてこそ、成功という果実を生むことができると思うんですよ。若者と行政を双方と捉えた場合、若者の成熟を行政がサポートしていかなくてはいけないと思っております。

先般9月議会で北村議員さんにご質問いただきましたけれども、北村議員さんのお言葉を借りて言えば、上の世代の人たちがサポートということになるが、上の世代の人たちが徹底してサポートして、若者との一体感が醸成されていくんじゃないかということでもあります。予算取りをするから好きにやってみなさいということでは、私はないと思います。この過程が必要なので、行政は行政として、若者にしっかりと主体性と責任性が醸成される、生まれるようなサポートをしていかなくてはいけないと考えております。

先のワークショップにおきまして、松下啓一先生もおっしゃっております。役所の人をサポートが重要だと言われておりますとおっしゃっておりますけれども、若者の意見を取り入れる中で、ワークショップなどにより、この若者との一体性ということをいかにつくり出していくかということが大きな課題であると認識しております。このように考えております。

○6番（北村昭彦君） ありがとうございます。

私は、もう前回の質問に関してなので、あまり多くは申し上げませんが、今のご答弁に対して申し上げるならば、予算取りをして好きにやらせろと、単純に好き勝手やらせろと言ったつもりでは当然なくて、あくまで町長も今おっしゃられた、主体的に若者たちが動く、そのための新しい仕組みとして、あらかじめ予算を用意をして、必要なサポートを十分に整えた上で、企画を、若者たちが自主的、主体的に企画を毎年何らかの形でやるような仕組みを考えていただけたらありがたいというような趣旨でございました。

それはさておき、今のご答弁いただいて、考えとしては、方針としては、町長も同じ方向を

向いていただいているということが確認できましたので、次の質問に移りたいと思います。

まさに、じゃ具体的にどのような仕組みが、あるいはどのような取組が町としてできるのか、やれるのか、お考えなのかというところを伺いたいと思います。若者の声や力を町政に生かしていくための具体策はということなのです。

若者たちに声を寄せてほしいと頼んだ以上、先ほど総務課長のご答弁にもありました、自分の声が届いた、意見が反映された、だからもっと次も参加していきたい、参画していきたいというふうに思ってもらえるような具体的な取組が必要だと思います。我々議会としても、本当に手探りで第1回を始め、そして今第2回を計画したところですが、町行政側でも、全く同じことをやってもしょうがないので、一緒にやるとか、あるいは少し違った角度、切り口で、新しい取組を始めていただくということができたらいいなど。

当然、総務課長のお話にもありました。いろいろなワークショップにおいて、若者の声が、以前に比べると積極的に取り入れられるような形になってきたというのは、本当に承知していますし、やっぱり難しいと思うんですよ。聞いたからには何らかの形で応えなきゃいけないけれども、でもそれが簡単ではない、うっかり聞いちゃうと応えなきゃいけないから聞かないほうがいいんじゃないかみたいな、おいそれとは聞けないよねというような空気も実際感じながら、それは我々議員も全く同じなんですよ。ワークショップを議会で主催しますと言って、やってみて、いろんなアイデアが出たはいいものの、なかなかそれを次のステップまで引き上げていくというのは、我々議員にとっても本当に難しい。

でも、そこからやっぱり逃げずに、悩み苦しみながらもちゃんと声を受け止めながら、若い人たちにも一緒に参画してもらいながら、一緒にチームとしてやっていくというような仕組みが、議会にも、それから行政側にも、あるいは双方の協力というような形であってもいいと思います。何か新しい仕組みができたかなというふうに思っている次第です。

要は、今までにあるような会議に、若い人を呼ぶだけではなくて、新しい、例えば具体的にいうか、よその町ですと、そういうプロジェクトチームを行政側にも、ちょっと役場の比較的若い人たちを、部署を限定せずに横断的に集めて、プロジェクトチームみたいなのをつくって、若い住民の方たちと一緒に役場の職員の若手チームが何か作業をすとか、例えばそういったようなことも一つですし、何かいろんな形で、若い人たち、比較的若手と言われる人たちと、何か新しいことをやっていくということが大事なのかなというのも、何で私がどうしても新しい新しいというところにこだわるかといいますと、やっぱりなかなかどうしても隣の花は赤いじゃないですけども、近隣の市町に比べると、何か新しいこと始まったねということが

少ないんじゃないかなという声をよく聞くんですね。

話を、よくよく内情を知ると、実は御宿の役場も新しいチャレンジ、小さなチャレンジを続けてきていらっしゃるというのは、私は知っています。でも、外から見た、町の若い人たちから見ると、なかなかそれが伝わりにくいという、やっぱり現実はあると思うんですね。そういう意味でも、もう少し華々しく分かりやすい形で、新しいこと始めました、ぜひ参加してみてくださいみたいなことができる、町のやっぱり空気が変わってくるのではないかなと。

そういう意味で、議会の若者、議会プロジェクトみたいなものも、実際1回目やって、じゃ大きな成果が得られたかということ、本当に申し上げたとおりで、なかなか苦しい部分もたくさんある。でも、先ほど町長、それから総務課長のお話にもありました。少しずつ育てていくとか、お互いにその経験を蓄積していきながら、いい形を一緒につくっていくということも含めて、早く始めて、長く続けるということがやっぱり大事なんじゃないかなというふうに思います。

大分前置きが長くなりましたが、そういう思いに対して、この質問には、来年度に向けて予算編成云々とか書きましたけれども、必ずしも来年度すぐというつもりはございません。具体的に、こういうことも実は検討しているとか、こういうアイデアは庁舎内でも出ているというようなことでも全然構いません。具体的な何か次のステップにつながるような動きが、もし役場のほうであれば、お聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 渡邊企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） 来年度に向けて予算編成の時期でもございますが、予定している新たな具体策があればというご質問でございますけれども、私からは予算計上など、財政的な視点でお答えさせていただきます。

現在、令和6年度予算の編成作業を進めているところでございます。若者の声や力を町政に生かしていくためには、若者が参加できる仕組みづくりや土壌を築くことが、事業化する上では重要であると捉えております。

このようなことを踏まえまして、具体策の予算化につきましては、予算編成の過程の中で、現在協議検討をさせていただいております。

以上です。

○6番（北村昭彦君） ありがとうございます。

今、課長からもご答弁ありました。この手のことに関して、いろいろインターネットで私もページを見ましたけれども、いろんな研究機関とか調査等々でほぼ共通しているのが、今の若

者たち、もっと言うと、10代から20代ぐらいの本当に若い人たちは、以前に比べると町づくりへの参加ということに関して意識がないわけではない。でも、参加の仕方が分からないとかきっかけがないというような回答が、興味がない、関心がないとか、参加するつもりがないとかという回答よりも上回る傾向が強いというような調査結果が結構出てきます。

1回だけですが、議会でワークショップやってみた感触からも、それからせんだっての中学生議会での中学生の姿を見ても、やはりそれはやっぱりそうなんだ、この町においてもそうだなと、きっかけさえあれば、仕組みさえあれば、もっともっと彼らは声を上げてくれるだろうし、我々が思いもよらないようなアイデアがきっとそこから出てくる。それなくしては、やっぱりこの町の将来はやっぱり描いていけないのではないかという思いを強くしたところでございます。

大きな市町ですと、もう本当に、若者町づくり参加課とか、参加部とか、何かそれ専門の部局があったりとかして、それは大きなまちはそうやって積極的にやるのは分かるけれども、実際地方の小さなまち、我々の御宿町のようなところでは、そこまではなかなか難しいななんて思うんですけども、それでも課長も言ってくださったとおり、仕組みも含めて新しい形をつくっていくのは重要だと捉えていただけているのであれば、やはり新しい課をつくるとかという前に、先ほど申し上げたような、職員の部局を、課をまたがるような形での混成チームのようなものを例えばつくってみるとか、何かそんな新しいことが始まったらうれしいなと思っておるところでございますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 渡邊企画財政課長も申し上げましたけれども、若者が参加できる仕組みづくりや土壌を築いていくということでもあります。先ほども、総務課長の答弁にもありましたように、ミーティングやワークショップ、そういうことを通して、また北村議員さんもおっしゃいましたけれども、役場の若手職員と町なかにいる町民、若い人たちとのミーティングなりワークショップも、一つのいいアイデアじゃないかなと思っておりますけれども、そういう中で、しっかりと若者が町づくりに参加できるような仕組みを検討していきたいと思っております。

○6番（北村昭彦君） ありがとうございます。いいアイデアとお褒めの言葉をいただきましたので、ぜひ来年すぐにできたらうれしいですけども、そうじゃなくても、前向きにというより、実現に向けて、なるべく早期に実現できるように、お手伝いできる場所はお手伝いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、大きな1つ目の質問は以上にいたしまして、2つ目の質問に移りたいと思います。議会のインターネット中継の導入についてというところでございます。

議会のインターネット中継につきましては、他の自治体では次々と導入が進み、スマートフォンの普及や通信料金などの面でも、利用しやすい環境が整いつつあることも相まって、実は高齢者の皆さんも含めて、利用者は増えているということを伺っております。

何より仕事されている方たち、平日に開催される議会の傍聴に来ていただくことが難しいような若者たちや働き手世代の皆さんにとっては、議場で実際にどのような雰囲気や議論が行われているのかということを知るという意味では、最善にして唯一の手段として、我が町でも導入の要望の声が高まっております。

これは間違いありません。特に若い人たちに、でも、若い人たちだけじゃないです。インターネットであれば、見に行けなくても後で見れるしということで、特に塩入議員の質問にもありましたとおり、学校問題等々で、若い人たち、子育て世代を中心に、町で、あるいは役場の中で、あるいは議場の中で、どんなやり取りが繰り返されているのかということに関しても、以前に比べると非常に関心が高まっている、聞かれることも多くなりました。

議会だよりで表現できるのは、どうしてもごくごく一部の文字づらでありますし、なるべく雰囲気、議場の雰囲気も表現できるように要約したいというつもりで編集はしてきておりますけれども、どう考えても限界がある。これ動画で見ていただければ、もう何の説明もなくそのまま伝わるという意味でも、今こそ関心が高まって、要望の声が強まっている今こそ、本気で、検討するというよりも、すぐ実現したいという気持ちでおります。

議会としましては、早期導入に向けた検討グループをせんだって立ち上げて、動き始めたところですが、まずは議場の中のこととはいえ、議会が自由に予算をつけられるわけでもないですし、やはり町行政側というか、町長のご同意の下というか、思いを同じくして、この今日のやり取りも含めて、町の皆さんに見てもらおう、知ってもらおうという取組の一丁目一番地として、最優先とまではいかないまでも、優先度を高く設定して、これの実現に向けて動いていただきたいという部分について、町長の現時点でのお考えをお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 議会におけるインターネットの導入についてというご質問でございますが、町議会の情報を広く町民の皆様にお伝えすることは、申し上げるまでもなく、大切なことであると考えております。そうすることによって、町民の皆様一人一人の行政への関心が高

まりまして、町民の皆様全員参加による町づくりにつながることを期待するものであります。

インターネット中継につきましては、議員の皆様にもいろいろと受け取り方、お考えがあるように伺っておりますが、前向きに進むことを期待したいと思います。このように答弁させていただきます。

○6番（北村昭彦君） ありがとうございます。まずは前向きにというお言葉いただきました。

私、今、少しというより、議会の中で、その検討グループが動き始めた段階ですけれども、当然ながら、いろんなこう実現の仕方が調べていくとあって、予算規模としても非常に大きな額、何百万円とか、1,000万円を超えとかというような実現の仕方もあれば、一方で、10万円、20万円、30万円、50万円というような予算規模でも、実現してやっている市町もあるということが分かってきました。

そういう意味で、かなり、少なくとも予算面でいえばですよ、本当に短期間で、もしやろうと決まれば、町の財政状況に大きな影響を与えずに、すぐにでも実現できるというような側面、その予算という部分だけ見れば、そういう可能性も秘めた事案であるというふうに思っております。

また、いろんな方策があると申し上げました。絶対これがいいというのは、最初の段階では言い切れる人は誰もいないでしょうし、さっきの質問でも申し上げたとおり、小さな挑戦を繰り返しながら模索していくという意味では、非常に限られたというか、小さな予算で、試行的、試験的という言い方をしてもいいと思います。まず始めてみて、ミニマムな形で、町の皆さんからもご意見を頂戴したり、感想をお伺いしたりということをしてしながら、あるいはやってみて、ここ難しいなというのも出てくる、やってみて出てきてまたそれに対処していくというような形で、このインターネット中継に関しても、まずはすぐに始めて、そういう積み重ねをしていくというようなことが始められたらなというふうに、私としては考えているのですが、そういった考え方、非常にミニマムな予算でまずは始めてみるというような考え方についてどのようにお考えになれるかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） インターネット中継について、いろいろな手法といいますか、段階があるというようなお話も伺いましたけれども、なかなか、当然財政事情もありますので、その辺を考慮しながら、ご検討いただければありがたいと思います。

○6番（北村昭彦君） ありがとうございます。今のご答弁ですと、予算面、財政面のことさえ大きな影響がなければ、試験的に少し小さく始めてみるということもやぶさかではないと

いうか、特に大きな支障はないというようにも受け止められたんですが、そのように受け止めてよろしいでしょうか、町長。

(石田町長「いいです」と呼ぶ)

○6番(北村昭彦君) ありがとうございます。お墨つきをいただきましたので、本当に20万円とか30万円とか、その数十万円程度でなるべく収めるような形で、試験的に始められるような提案というか、調査準備をしていきたいなというふうに思います。

引き続き、どのような形で次のステップに進めるか分かりませんが、町長のお言葉にもありましたとおり、議会、町行政、このやり取りを見ていただく、知っていただく、理解していただくということは本当に大事だということを町長もおっしゃっていただきましたので、一生懸命実現に向けてやりたい、やっていきたいとしますので、ご協力よろしく願いいたします。

以上で私の質問は終わります。ありがとうございます。

○議長(滝口一浩君) 以上で、6番、北村昭彦君の一般質問を終了します。

◇ 田 中 とよ子 君

○議長(滝口一浩君) 続きまして、10番、田中とよ子君、登壇の上、ご質問願います。

(10番 田中とよ子君 登壇)

○10番(田中とよ子君) 10番、田中とよ子です。議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

今回、危機管理業務の専門職員の育成とドローンの導入について質問いたします。

この件につきましては、令和4年3月の一般質問で、津波災害時の対策についてということで、リモートカメラの設置やドローンの活用についての質問をしております。重複するところがあると思われませんが、ご容赦いただきたいと思います。

近年、国内外においても、地震が多発しております。先般も、12月2日の深夜に、フィリピンでマグニチュード7.7の地震が発生し、日本では沖縄、九州から千葉県の一部まで、太平洋側一帯の広範囲にわたり津波注意報が発令されました。その後、注意報が解除されたとの報道でほっとした矢先に、スマトラ島の大規模噴火により、津波注意報は出なかったものの、多少の潮位の上昇についての報道があり、注意が呼びかけられました。テレビのテロップからも度々地震情報が流れ、そのたびに驚き、津波の心配はないということで、ひとまず安心をするという状況であります。

全国的に地震が発生している中であって、いつ大きな地震が身近に起こらないか、また大津波のような災害が発生しないかということ、危機感を抱いているのは私だけではないと思います。

当町においては、今までに大きな被害に見舞われなかったということは幸いなことではありますが、災害はいつ発生するか予測はつきません。今まで以上に危機管理体制の充実を図ることが必要ではないでしょうか。常に、災害に備えての備えあれば憂いなしに向けた対策を進めなければなりません。日頃から、体制強化に向けた努力が必要であります。

津波災害に関することについては、御宿小学校の更新についてを検討するにあたって、津波被害が想定されることから、現在の場所が不適であるといった判断をされたという町長の報告もあります。

以前、一般質問において、災害時に、特に津波や台風時における高波発生などの際、見回り等の業務配置について、消防団員や職員等の人命災害を最小限に防ぐためにも、ドローンなどの機器導入について検討することはいかがかという質問をしてきました。答弁では、災害時におけるドローンの活用については、県内の他団体においても、民間団体との協定を進める動きが出始めていることから、当町においても、有事に際して民間団体等の力を借りながら、常に速やかに状況把握ができるような環境を整えたいといった回答をいただいております。

しかしながら、災害、特に津波注意報や警報等が発せられた場合は、災害本部では直ちに情報収集の指示、今すぐに見回りや海岸線に近い住民に対し、避難等の指示を出さなければならない、待たなしの状況の中で対応しなければならないのではないのでしょうか。

そこでお伺いいたします。

答弁されたことに対しまして、その後、現在までに協定等の体制を整えるための他団体との協議とは、どの程度具体的に進められているのかどうか、これについてお伺いいたします。

○議長（滝口一浩君） 殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） それでは、最初のドローンの導入等に関わる民間団体との協議状況でございますが、以前の定例会にて、田中議員さんのほうからご質問いただき、今ご通告いただいたような答弁のほうをさせていただきました。

その後、先進地の事例等を参考にしながら、複数の団体と協議を進めてまいりましたが、いずれの団体も、イベント等での協力条件や多額の費用負担があること、さらには、いろんな意味での複数の条件がやはり附帯されることなど、町にとっての有用性を見いだすには厳しい内容であり、現在のところ、協定を結ぶまでには至っておりません。

こうした中で、今年度千葉県において、各地域振興事務所にドローンが配置され、有事の際には、地域連携しながら有効に活用できる環境が構築され、現在県において、専門職員の訓練が進められているところがございます。また、今年度の防災訓練においては、県の配備したドローンを活用し、合同訓練等を予定をしており、最終的な打合せの段階に入っております。

議員ご指摘の地域の安全、住民の安心のために、引き続きこうした体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○10番（田中とよ子君） ありがとうございます。前回から一般質問して、既に1年半ほどたっています。災害はいつ発生するか分かりません。今、この時点で災害が起こらないとも限らないですね。やはり、この1年半の間にどの程度進められたのかなということが、一番危惧しているところであります。

この後質問の中でさせていただきますが、2点目ですが、緊急事態における活動の一助として、ドローンの導入などについて検討してもいいのではないのでしょうか。

災害時における初期活動については、消防団員や役場職員などに対して、大きな期待とともに、大きな負担ものしかかってきます。言うまでもなく、消防団員の活動は、火災のみならず、風水害など自然災害によるものなど、活動は広範囲にわたっています。しかしながら、御宿町における消防団員は定数に満たない状況であり、団員確保においては、非常に厳しい状況であることは十二分に我々も認識しております。このように、人的増員が見込めない厳しい状況下であるのであれば、今後の活動対策等について、再度考えていかなければならないのではないのでしょうか。

初期活動にドローンなどの機器類を活用して、早急な対応を図ることが、人的な作業の補足をして、危険箇所の早期把握などをすることが可能になると考えられます。特に、津波や風水害などでは、現場で直接的に情報収集に当たる人たちが、命に関わる大変危険な状況下で、自分自身が災害に巻き込まれるのではないかとといった恐怖心を持って業務に当たることなのではないかと思われまます。

それは2011年3月11日の東日本大震災での被災地の惨状についての報道等で身にしみえています。大変危険な状況の中で、それぞれ任務を全うしていた状況については、本当に頭の下がる思いです。以前、一般質問に際し答弁いただいた、災害発生時の対策として、他団体の協力をいただく、これは大変重要なことでもあります。いろんな面から協力していただくということは、大変大事なことではあります。

今回の質問は、特に初期活動として、情報の収集を早期に開始して、住民の命を守るための

情報等の伝達をする、状況の把握をするとともに、いち早い情報を発信することが非常に重要なことでもあります。

本部は役場に設置されますよね。役場から海岸線については、なかなか把握はできません。どういうふうにするのかといたら、人的な情報、目で見えて連絡をする、そういったことで情報を得る、現地の状況をリアルに把握して、指示、指揮を執ることは、本部としてはなかなか難しいのではないかなというふうに思われます。

地震が発生して、津波が発生する地域というのは、ピンポイントに御宿町だけに被害が発生するものではなくて、当該近隣の市町村広範囲に発生するわけですから、それぞれの自治体においても待ったなしの状況であります。これは、御宿だけではなく、近隣、隣の市においても、人どころじゃない。人どころじゃないという言い方おかしいんですけども、やはり自己対応できるものについては、それなりの対策をしておく必要があるのではないかと思います。

ドローンの導入とその活用については、まず初期対応する一案ではないかというふうに考えるものなんですけど、それについてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ドローンの導入に関するご質問でございますが、今、総務課長から答弁をいたしましたけど、幾分か重複いたしますが、ドローン導入の検討、さらには専門職員の育成が必要ではないかのご提言でございますが、町がドローンを所有し、運用をしていくにあたりましては、費用面はもちろんでございますが、人材を含めた体制の整備、安定的に継続することは非常に難しく、広域行政において検討を進めることが必要と考えております。

しかしながら、地域の安全・安心、住民の命を守るための対応は、議員ご指摘のとおり、非常に重要な課題でございます。現在、消防行政においても広域行政の中で取り組んでおりますが、今後夷隅地域におけるドローンの活用等については、広域行政の中で議論が進んでいくものと考えております。具体的には、令和7年度導入して、令和8年度運用開始に向けた検討が始まっており、具体案がまとまった段階で、広域議会等で審議をいただくものと考えております。

以上でございます。

○10番（田中とよ子君） 広域的ということで、先ほども申し上げましたけれども、地震が発生して、広域から来てという、そのリアルタイムというんですかね、時間差、それが非常に無駄といいますか、待ち切れない、今起きたらすぐに対応できるような対策が取れないかということで提案しているんですけど、ちょっと質問の順番を変えさせていただきます。

4に入らせていただきますが、今回ドローンの導入についての提案をさせていただいたんですが、このドローンの活用については、災害時のみの活用だけでなく、御宿町には全町公園課が新設されて、環境美化整備のため職員が町全体の見回りをする。それらの業務に配置されているということは、確認させていただいております。

聞くとところによりますと、見回りの方法については、職員が町内に出たとき、作業しながら見回る、または町民からの通報や情報によって把握しているということではありますが、当然このような作業だけでは、路地や横道に入ったら見過ごされているところなども多くあるのではないかと思います。このドローンの導入によって、地上からの見回りを実施する、作業等の必要箇所を発見する、そういったこともできると思われま。

このドローンについては、災害が起きたからドローンを使うということではなくて、ドローンを毎日飛ばすのではなくて、例えば週一、二回は環境美化の見回りをするために使う、また複数の職員との見回りの短縮にこれはなると思います。そのほかにも、月一、二回は、町全体の危険箇所の発見をするとか、場合によっては、高齢者の多い御宿町です。迷い人が発生することもあります。そういった人探しのためにも活用する、そういった活用方法は様々に考えられます。

日頃からこのドローンを活用していることで、災害発生時に即対応ができる体制を取ることができるのではないかとこのように考えます。住民からの情報提供や通報とともに、全町公園課や建設課、福祉課などでも活用できるものではないかと思います。

ドローンの導入には、先ほども話が出ましたが、機器類の購入にも多額な費用がかかります。また職員の配置などの費用も発生しますが、使い方によっては、町全体で活用できる大きなメリットがあると思われま。その点についていかがお考えでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 伊藤全町公園課長。

○全町公園課長（伊藤広幸君） 全町公園課でのドローンの活用についてでございますが、全町公園課では、住宅地等での草木の繁茂や不法投棄などの現地確認の際に活用ができるのではないかと思います。一方で、住宅に近く、写真に写り込む隣接地の住民のプライバシーにも配慮する必要が生じることも多いのではないかと思います。活用に際しては、そうした課題も整理しながら、検討する必要もあるものと考えております。

以上です。

○10番（田中とよ子君） 今、全町公園課というお話もしたんですが、先ほど1つ飛ばしたんです。飛ばしたということは、ほかに使い道がありますよということで飛ばしたんですが、

災害状況把握のときに、避難してくださいと避難路の安全確保と、ここは避難路だから確実に安全ですよというところばかりはないと思うんですね。地上から避難路の安全確認、そういったことにも活用できると思います。安全なところ、避難路は安全なところということじゃなくて、場所場所によっては全てのところが安全ではない場合もあります。そういったことも、地上からの確認でできるのではないかと思います。

住民の命を守るためには、危機管理業務として、こういったドローン導入などによって、早期対応を図ることができる、その後に、広域のもっと大型のものを使用するとか、そういったもので対応することが必要ではないかなというふうに考えます。

次に移ります。

ドローンも含めてなんですが、役場には備品や機器類など、各部署で管理していると思われまます。それら備品類の稼働状況、ほかの課との共有使用がされているのかどうか、また休眠している機器類がないか、そして定期的にそれが整備されているのかどうかについて伺います。

道具があっても、寝かせているだけでは宝の持ち腐れであり、町所有の高額の機械や備品が放置されているのではないかとといった意見を住民から耳にすることもあります。高額な機械や備品類については、単独の課、どこそこの課で購入したものだから、その課が単独で使用するのではなく、限定されない、共有して有効使用するなど、庁舎内の風通しをよくして、有効的な財産の活用をすることは、財政の厳しい町としては、一番必要不可欠なことではないかと思われまます。

今回ドローンの導入ができるものと仮定して、町全体の状況把握をするため、どこの課でどのような活用ができるのか、庁舎内で職員全体で検討することを要望するものですが、これは先ほどから高額なのでちょっと無理だというようなご意見があったのですが、どの程度高額なのかということは、町で調査等をしているのでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） まず、ドローンの導入の関係でございますが、先ほど来、田中議員さんのほうから配備の必要性、いわゆる住民の方々の安全確保だけではなくて、当然有事の際だけではなくて、配備をした場合には、いろんな部分、多方面においても活用ができるのではないかと、またそういう日頃活用をして、そういう習慣といいますか、慣れていくことで、有事の際にもより効果的にそういうドローンが活用できるというご意見だと思います。

非常にそういう部分では大変貴重なご意見ですし、そういう体制の整備については、進めていく必要性として、決して形骸するものではなく、非常に重要なものだと考えております。

一方で、ドローンの飛行のライセンスといたしますか、訓練において、通常の何もない場所を飛ばす場合と、住宅、人が住む民家の上を飛ばして撮影をするようなものの場合で、かなりその許可のレベルにかなりの差がございます。非常に難しい条件になっており、なかなかそれを職員が取ることについては、かなりの時間とかなりのハードルがあるというところも一方で懸念をされるところです。

そうした中から、具体的には、消防行政の中においても、今広域で進んでおりますということで町長からお答えをさせていただいておりますが、広域の、これから先は広域行政ですので、何ともここで具体的に詳しいことまではちょっと分かりかねるんですが、情報として入ってきているのが、広域行政として配備をするドローンの規模については、400万円から500万円ほどの、機材の値段として1機四、五百万程度ということになっております。

職員の育成に対して、最短で1年間の訓練期間を設けて、実運用までに最低1年はかかってくるということで、想定として、今現在も広域消防、例えば御宿分署ですとか、大原署ですとか、勝浦署とかいろいろ各市町村にそれぞれ分署が設けられておりますが、それを統括する広域機能班の指揮隊というものが編成をされておまして、御宿で起きた火災のときにも、勝浦で起きた火災のときにも、いろんなどころに出向いて、いわゆる統括本部のような隊が編成されております。このドローンについても、その指揮隊に配備をした上で、夷隅管内の安全対策に向けて利活用を進めていくという方針が出ております。

費用につきましては、令和7年度の購入の予定をしております判断の一つといたしましては、緊急防災・減災対策事業債、いわゆる緊防債と言われるいろんな防災対策の際に使われる地方債を活用してドローンの配備をする予定でありますが、ちょうど令和7年度で緊防債が終了、いわゆる地方債制度上の制度の終期が令和7年度で完了してしまいますので、それに間に合う形で、広域行政においても配備を整えようと準備をしているものでございます。

ドローンの機器類につきましては、非常に数万円から、今申し上げました四、五百万円のものまで、非常にかなりの値段の差がございます。しかしながら、ドローンの機器を用意することは、安いものであれば簡単ではございますが、どうしても民地の上を飛ばすとか、そういうことに対しての非常に厳しい基準が設けられていて、できないということはないんですけども、単独市町村において配備をしていくことがなかなか難しい状況にあるという状況です。

一方で、田中議員さんおっしゃるように、御宿町の広域行政で配備をしたとしても、じゃ御宿の情報がいつになるのか、当然町民の方にとっては不安ですし、御宿独自で活用できるような、いわゆる環境の整備というものは、今後継続して検討していく必要があると考えており

ます。

そうしたことから、今いただいたご意見等につきましては、近隣市町とも連携をしながら、いろんな情報を共有し合い、より効果的な防災の在り方、それこそ先ほど北村議員さんからもご質問ございました予測不能な時代に突入をしております。田中議員さんも冒頭おっしゃいましたように、直近でもかなりの地震が起きて、外国で起きても津波注意報が出るような、そういう時代になってきております。地震も頻発しておりますので、緊張感を持って、近隣団体との意見交換等に臨んでいければというふうに考えております。

以上になります。

○10番（田中とよ子君） 分かりました。一番心配なのは、初期、本当に初期なんです。広域消防から来るまでに、皆さん経験あると思うんですけども、救急車が来るのが遅いとか、火災発生したときになかなか放送がされないとか、そういったことを結構耳にしていると思うんですね、皆さん。そういった中で、津波注意報、津波警報が出たときに、その近くにいる人たちがどれだけの情報を得られるのかというのは、大変住民にとっては心配なことなんですよね。

先日、11月25日です。布施小学校の体育館で布施まつりが実施されました。そこに参加させていただいたんですが、その布施祭りの後に、校庭において児童や住民の方々が、円陣をつかってドローンで撮影をしていただきました。それを見て、こんなもうリアルに本当にいろんなことを見ることができるんだな。例えば先ほど民家の上を通ることは非常に危険だという話だったんですけども、海岸線を通るのであれば、その問題はクリアできるのかなということもちょっと考えました。

そういったものを体験して、ますますドローンの活用、有効活用が必要なんだということは確信しています。だから、できるだけ町で初期活動に対応できるようなことを検討していただけたらありがたいです。よろしくお願いいたします。

以上で質問終わります。

○議長（滝口一浩君） 以上で、10番、田中とよ子君の一般質問を終了します。

ここで、15分間休憩いたします。

(午後 2時36分)

○議長（滝口一浩君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時53分)

◇ 石 井 芳 清 君

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

（8番 石井芳清君 登壇）

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

町長の政治姿勢について伺います。

何よりも子どもが大切にされる町を目指して、計画的な町の運営について、この2点について伺います。

まず、1点目の何よりも子どもが大切にされる町を目指してについてであります。総務教育民生委員会で11月1日に御宿中学校と御宿小学校を訪問する機会をいただきました。お忙しい中、訪問に応じていただいた2つの学校の先生方と教育長をはじめ教育課に御礼を申し上げさせていただきます。ありがとうございました。

中学校では、真剣に学ぶ生徒の姿が見られました。小学校では、大きな声でこんにちとは挨拶があり、きらりと光り、元気に学ぶ児童の姿に接することができました。訪問した内容は、委員会としてまとめて議会のホームページに掲載されております。

さらに、11月14日には、この議場で5年ぶりの中学3年生による議会が開催され、傍聴することができました。議長も質問者も堂々としていて、内容はどれも鋭く、はっとさせられる、多くのことを学ばせていただきました。特に、最後に採択された意見書は、私の胸に深く突き刺さりました。僭越ですが、意見書を紹介させていただきます。

将来の世代も住みやすい町づくりに関する決議。

現在、日本では少子高齢化が深刻化しており、このままだと社会保障費は増大して生産年齢人口は減少し、それに伴って税収も減少するので、将来の私たちに負担が重くのしかかると言われています。また、この解決策として、外国人労働者やA Iを活用して補おうとしていますが、それにより私たちの仕事も奪われてしまうとも言われており、とても将来が不安な気持ちになります。

御宿町は、千葉県内の中で高齢化率が最も高く、上記に書いたようなことが起きると考えます。そこで、高齢者の人だけが住みやすい町づくりではなく、将来の世代も住みやすい町づくりを目指さなければ御宿町が抱える課題を解決できるとは思えません。私たちは、持続可能な社会を目指して、今の世代だけではなく、将来の世代も住みやすい町づくり実現のため行動していくことをここに決議します。

令和5年11月14日。御宿中学生議会。

そこで、教育長にお尋ねいたします。

中学校や小学校の教育で、特に留意している点についてお聞かせください。

○議長（滝口一浩君） 前森教育長。

○教育長（前森 勤君） 中学校や小学校の教育で特に留意している点について、お答えいたします。

小学校も中学校も、家庭や地域に信頼される学校を目指しています。その核となることが3つあります。

その1つ目は、安全・安心な学校を目指しています。学校の管理上のミスで子どもたちがけがをすることは絶対にあってはならないことです。教職員による子どもの目線に立った安全点検を実施し、定期的に火災、地震、不審者等による避難訓練を実施し、万が一に備えています。

2つ目は、確かな学力、豊かな心、たくましい体の3つのバランスを、バランスよく身につけた生きる力を育てまいります。

そして、3つ目は教職員の不祥事根絶を目指しています。子どもたちは毎日一生懸命生きて、充実した学校生活を送っています。そのような中、たった一部の職員が不祥事を起こすと、それだけ今まで築き上げてきた子どもたちとの信頼関係が崩れてしまいます。不祥事をしない、させない、見逃さないことをモットーに、毎月の校長会議で話題にしております。

安全・安心な学校、確かな学力、豊かな心、たくましい体、教職員の不祥事ゼロ等は全て信頼される学校に結びつくものと考え、これからも学校現場を指導、支援してまいります。

以上です。

○8番（石井芳清君） ありがとうございます。学校の運営方針について、教育長からご説明いただきました。

であります。先ほどの中学生なんですけれども、この議会、物すごく真摯な形で行われたと、先ほど紹介させていただきました。また、中学校の授業の風景も本当に真剣に学ぶということで、なかなかちょっと聞いてみますとほかの自治体ではなかなかそういう環境は難しいやにもお伺いをいたしました。

たしか、県の指定で昨年度ですか、道徳等のそういうような取組も行われたというふうにも伺っておりますけれども、特に、そうした中でこうした子どもたちが育まれた状況がどうして生まれたのかについて、いま一度ご説明いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 前森教育長。

○教育長（前森 勤君） 小中学校の教育と、そして先ほど中学生議会のことについてお話をされましたので、そのことにもちょっと触れたいと思います。

まずは、先日は児童生徒の授業を参観していただき、ありがとうございました。発達段階に応じて、楽しい授業の受け止め方が違うと思います。小学校の低学年は例えば形が面白いとか、お話が楽しい、高学年は友達と協力することが楽しい、その中で新たな発見をした、問題が解けた。これがまた中学校になると、中学生になると、自分でじっくりと考えて問題が解けたときが楽しい授業、友達と協力して解けて法則が分かったとき楽しいと感じるようです。

そして、全学年、楽しいうれしいと感じるときは、先生に自分の努力を認めてくれ、褒められたとき、友達に認められたときのようです。子どもたちが頑張っている姿を見逃さない目を持ってほしい、このようなことを積み重ね、やる気を持たせ、確かな学力を身につけさせていけるよう支援していきたいと思っております。

また、中学生議会では、まず議員さん方が堂々としている姿には、よい意味で私自身驚かされました。これまでの中学校の先生方のご指導もありますか。議員一人一人が責任と自覚を持って、御宿町のことを質問しておりました。これまでの学習の成果であったと思います。

生まれ育った御宿町の現状を自分なりに受け止め、自分だったらこうしようとか、こういう方法は取れないのかという他人事ではないという考えを持った人間になってほしい。またさらに、これからもSDGsを学んで、自分の考えを持った人間になってほしいと思っております。

以上です。

○8番（石井芳清君） ありがとうございました。

やはり、私は小学校を見させていただきましたが、本当に先生方が児童一人一人の細やかな動きについても、本当に細かく見ておられるんだなという、要するに大切されているんだなということが本当に伝わりました。中学生においても、今、教育長がお話しになりましたけれども、やはりリスペクトと申しましょうか、相手の立場を尊重することの大切さということ、議会など通じまして私も感じたところがございます。ありがとうございました。

それでは、町長にお尋ねをいたします。

小中学校の教育や中学生議会の受け止めについて、お聞かせください。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 中学生議会につきましては、非常に当然のことですが若いといいますか、非常に様々なことに気づかれまして新鮮な感受性をすごく頼もしく思いました。こういう子どもたち、児童生徒が、中学生は生徒と呼びますね、いることに本当に誇らしく思った次第

でございます。

とにかく、教育ということにつきましては、ご指摘のように次の世代を担う、もうずっと大事な大事な宝と申しますか、子どもたちでございますので、しっかりと教育の面においても、またいろんな作法、礼儀等においても、十分に教育という観念の下に進めていきたいなと思っております。

○8番（石井芳清君） 今、町長から、町にとっても大事な宝であるというご認識をいただいたというふうに理解をいたしました。

それでは、具体的に大きく3点についてお伺いをいたします。

まず1点目、小中学校の給食費の無償化についてお尋ねをいたします。

千葉日報によりますと、九十九里町は来年1月から小中学校の給食費の完全無償化に踏み切ったと報道をされております。御宿町は、定住促進策として様々な事業を行っておりますが、一方で、特に近隣の自治体に子育て世代が転居する例が後を絶ちません。御宿町も、少なくとも知事の公約実施に踏み切るべきではないでしょうか。

御宿中学生議会の決議、将来の世代も住みやすい町づくりとして、子どもたちや保護者を応援しようではありませんか。それが、先ほど町長のお言葉である町の宝ということではないでしょうか。

具体的に、お尋ねをいたします。

夷隅郡市内の自治体の取組状況について、報告を求めます。

○議長（滝口一浩君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） それでは、夷隅郡市内の自治体の取組についてご報告いたします。

いすみ市、勝浦市は令和4年度から給食費完全無償でございます。大多喜町は平成28年度から中学生、平成30年度から小学生ということで、現在、給食完全無償化となっております。

以上です。

○8番（石井芳清君） ちなみに、御宿町はどうなっているんですか。

○議長（滝口一浩君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 失礼しました。

御宿町については、現在のところ無償化を実施しておりません。

○8番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に、それでは、その実施していない御宿町の小中学校の給食費を無償化するために必要な経費について伺います。

○議長（滝口一浩君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） それでは、小中学校の給食費無償化にするのに必要な経費ということでございます。

令和4年度の実績では、給食費の食材費、保護者負担分として小学生1食320円、中学生1食340円で算出いたしますと、1,883万5,500円でございます。しかしながら、現在、世界情勢や異常気象などの影響で食材費の高騰が止まらない状況でございます。1食400円を超えることを予測に給食費を算出いたしますと、2,400万円という金額になります。運営費と合わせますと5,800万円の負担額となると思われま。

以上です。

○8番（石井芳清君） 次に、千葉県が県としては全国で初めて実施したと伺っておりますけれども、3子以降の実施に必要な経費について伺います。

○議長（滝口一浩君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 県制度の実施について必要な経費ということでございます。

実施に必要な条件といたしましては、扶養となっている第3子以降の給食費を無償化している市町村でございます。第3子以降の給食費を無償化して交付される金額といたしましては、対象額の2分の1で約100万円ということで御宿町は算出できると思えます。

以上です。

○8番（石井芳清君） 了解です。

町長、それでは完全無償化ということの中で、町としてどのように考えておるか伺いたしたいと思います。小中学校の給食費をどう考えるか。小中学校です、失礼しました。どうぞ。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 給食費の無償化への町の考え方はどのようなことかということですが、給食費の無償化についてのご質問であります。ご承知のように御宿町は教育環境の充実、向上について、小中学校において入学準備金の給付や修学旅行費助成金や、図書や教材用備品の購入など厚く予算づけをいたしまして、また海と山の子交流事業の実施などを行い、他の町村にない特色ある事業を行っているところでございます。

しかしながら、給食費の無償化について今説明がありましたように、近隣市町をはじめ、県内市町村において高い率において無償化が実施されております。厳しい財政状況にございますが、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○8番（石井芳清君） 今後、検討したいということではありますが、少なくとも知事の公約ですよね、知事の公約、3子以降と。金額、先ほど事務方から100万円、100万円ですね。それも将来の検討材料なんではないでしょうか。

町長、先ほど子どもたちは宝だとおっしゃられました。この12月において、子どもたち、保護者にプレゼントするお考えはないのでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 第3子に関する県の補助がございますけれども、その第3子については、これからの協議ですが、令和6年度から実施できればと思っております。

○8番（石井芳清君） 了解いたしました。

それでは、次に移ります。

2、御宿小学校の建て替えの方針は立ち止まって精査すべきではないか、伺います。

御宿小学校の建て替え方針については、教育施設検討委員会の会議の内容や布施小学校閉校に伴う御宿小学校保護者説明会の資料、さらに町の広報などを見させていただきました。

特に、町広報の今年の9月号の町長のメッセージでは、今回の方針に議会が同意を得ているような印象を与えるものとなっており、現在、総務教育民生委員会において御宿小学校の建て替え方針について精査しておりますが、本年2月14日の全員協議会以降、同様な会議は開催されておらず、同意した覚えはないという声が多数でございます。御宿小学校と布施小学校の統合についても、様々な問題があったと伺っております。

そこで伺います。

検討委員会設置要綱の第3条では、学識経験者1名以内と記されておりますが、どういう方が学識として参加したのか伺います。

○議長（滝口一浩君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） それでは、検討委員会設置要綱の関係でお答えいたします。

このたびの御宿小学校校舎更新に係る検討委員会では、敷地選定の過程で4つの視点、1つ目として東日本大震災を教訓に津波災害に対しより安全であること、2つ目として、教育環境にふさわしい自然環境であること、3つ目として少子化が進む中で小中連携教育を見据えた方向性について、4つ目として財政需要について、このような4点の視点での検討が示され、教育関係者をはじめとする議員の皆様にも参加していただき敷地の選定をしていただいたものでございます。

委員には、教育関係者や地域の方たちなど町をよく知られている方たちで構成してござい

たので、学識経験者の立場の方は参加しておりません。しかしながら、校舎建設に向けた検討をしていく上では、専門的立場の見解を伺いながら検討を進めたいと思います。

以上です。

○8番（石井芳清君） 学識経験者は参加しておらなかったということによろしいですね。

ちなみに、これは要綱をいろいろ頂いたんですけども、その要綱ごとに学識経験者の人数が違うんですが、ちょっとその時系列を説明していただいてよろしいですか。

○議長（滝口一浩君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 検討委員会の要綱につきましては、当初、この検討委員会が開催されたときの要綱と、現在、建設に向けた要綱の見直しをしております、見直し後のものが建設委員会というものと検討委員会を合わせて一つの要綱に今なっております。その中で、学識経験者は2名以内ということであわせていただいておりますので、現在、学識経験者については2名以内ということとなっております。

それまでも2名以内ではあったんですけども、検討委員会として独自の要綱を持っておりましたので、その要綱と今現在生きている要綱としましては、建設委員会と検討委員会合わせて一つの要綱ということで運営している状況でございます。

以上です。

○8番（石井芳清君） すみません、私の質問は、これ古いものかも分かりませんが、1名と記載されたものもあるんです。いいです、あまり。いずれにせよゼロ名だということが分かりましたので、結構です。学識は任命されていなかったということだと思います。

では、次に移ります。

耐用年数60年の根拠について伺います。

○議長（滝口一浩君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 耐用年数60年の根拠についてということでお答えいたします。

一般的な鉄筋コンクリート造りの建物の耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令によりますと、学校用または体育館用のものは現在では47年の耐用年数となっております。しかしながら、御宿小学校は1998年以前の建物となるため耐用年数を60年と考える考え方が一般的な根拠でございました。

しかしながら、またこれとは別に令和2年に町学校施設個別計画が策定され、校舎棟の長寿命化の可否を判断するため、外部からの目視調査、コンクリートの圧縮強度試験、コンクリートの中酸化試験を行い、長寿命化の実施計画方針が示され、築60年までに改築の検討が必要と

示されたものでございます。

以上でございます。

○8番（石井芳清君） 令和2年でよろしいですか、今おっしゃったのは。

（「令和2年の3月」と呼ぶ者あり）

○8番（石井芳清君） 2年の3月。そのときに60年というと、随分……2年ですか。分かりました。

令和2年でありますけれども、60年と申しましょうか。それはもう全く駄目ということなんでしょうか。いわゆる耐震等はたしかやっておりますよね。その辺のところはちょっと曖昧でよく分からないんですけれども、その60年という、そこでもう全くピリオドなのかどうかという事なんですが。

○議長（滝口一浩君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 先ほど申しました学校施設個別計画の中で、健全度というものが示されているんです。これは100からゼロまでの間のものでありまして、ちょっと手元に数字を持っていないんですけれども、今の御宿小学校については100が一番ベストな状態ですと20台の中盤の健全度というものが示されておりました。

なので、長寿命化というよりも改築というような結論が出されたというように私は認識しております。

○8番（石井芳清君） 了解いたしました。

長寿命化よりも改築を選択すべしという判断ということですね。

ですから、そういう面ではピリオドということではないということですよ。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほど申し上げました、町でいろんな検査をさせていただいて、令和2年度と令和3年2月なんですけれども、令和2年度、言わば実際的には令和3年2月に……。

（発言する者あり）

○町長（石田義廣君） ちょっとこれは後で動きますけれども。

そんなことで、調書の中にコンクリートの中性化が深さが30ミリメートル、言わば3センチまで進むことが予想される場合は改築と同じ扱いをするということで、要するにご承知のようにコンクリートは元来アルカリ性でありまして、中性化が進むにつれてもろくなってきました、先日私のほうへご要望いただいたときにいろいろご指摘いただきましたけれども、翌日私も改めて小学校に行きまして現場を見ました。

1つ剥離が現実的なものは、3階の廊下を屋上に上がる廊下の天井が1か所剥離されておりまして、職員玄関の脇も幾分かございましたけれども、そういう状況が出ていることは非常に危険といえますか、長寿命化を超えて改築が必要となるということの判断が示されております。

そういうことで、これはやはり60年ということもございますけれども、あと何年かございませぬけれども、今から準備をしていくことが必要であると考えております。

○議長（滝口一浩君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 議員おっしゃるとおり、ピリオドと言われますと、その時点で建物が崩れ落ちてしまうようなのがピリオドだということもありますので、そこを基準に考えて改築を進めたというところがございますので、その後期間がどれだけもつかというのは、そのときでないと分からないというのが事実上の回答になると思います。

以上です。

○8番（石井芳清君） 分かりました。

どうも町長のこれまでのご発言を聞くと、もうピリオドですよ。全くそれ以降は、例えば1か月でも、1日でも1か月でも駄目なんだというような感じの受け止めだったわけです。

今の答弁が、令和3年の2月の診断結果に基づく状況ですよ。ですから、そういうものも今日初めて知りました。ここに検討委員会のいろんな様々な会議資料を頂きましたけれども、この中にそういうものは例えば入っていたんですか。私、ざっと見たんですけども、そういう今町長がお話しされておりましたよね、そういった資料はこの中に入っていないような感じがするんですけども、ここに入っているんですか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご質問の中に、本年2月14日の全員協議会以降、同様な会議が開催されておらずとありますけれども、何回か開催しております。今言った説明とかいろいろ議員の皆様方には説明させていただいております。

そういうことでございまして、資料自体はちょっと出したかどうか、記憶がちょっとはつきりしないんですけども……。

（石井議員「今ここにありますから、探してもらえませんか。探していただいただけませんか、ここにありますから」と呼ぶ）

○町長（石田義廣君） 出したかどうかですか。

○8番（石井芳清君） 検討委員会のことについて、私、質問しているんです。検討委員会に、先ほど町長が答弁いただいた資料ですよ、令和3年2月の報告書というんですか、分かりま

せんけれども。入っていないような気がしますよ、この中に。

(「もらい忘れじゃないの」と呼ぶ者あり)

○8番(石井芳清君) 私、もらい忘れたんでしょうか。

すみません。非常に大事なことだと思うんです。先ほど課長から4つの方針が示されました。それに基づいて検討委員会で検討いただいたわけじゃありませんか、町長。町長のお言葉にはありましたよ、この中に。ただいま答弁いただいたことと同じような答弁がありました。しかし、それを証明する書類は入ってなかったと思います。

私、通告してございます。大変、大事なことでないですか。

○議長(滝口一浩君) 石田町長。

○町長(石田義廣君) 施設検討委員会の中では、先ほど課長が申し上げました、コンクリート耐久60年ということに関してはずっと説明してきたと思います。そういうことでご理解をいただいたと考えております。

○8番(石井芳清君) 私は、書類が出ているかどうか聞いているんです。町長の言葉はあったと私も申し上げましたよね。

○議長(滝口一浩君) 石田町長。

○町長(石田義廣君) これが、御宿町の学校施設個別施設計画ということで、令和3年2月の完成になっております。この書類は出しておりません。

○8番(石井芳清君) 出さなくて、この御宿町の今後60年に対する大変重要な会議が進行したということで、これ過去のことでですから、もう既に覆せませんし、この検討委員会もたしかもう解散といいますか、先ほど課長からお話いただきましたが、新しい会議ということで既に消滅していますよね。これは事実としてよろしいんですか。出していないということ、それから会が消滅していると。これは事実を確認させていただいてよろしいでしょうか。

○議長(滝口一浩君) 吉野教育課長。

○教育課長(吉野信次君) 書類については、出されておりません。委員会については、新たな委員を委嘱しておりますので、新たな委員でまだ会議が開かれていない状況でございます。

以上です。

○8番(石井芳清君) すみません、要綱番号って同じですか、違ったように思いましたけれども。番号がついているかよく分かりませんが、新たな要綱ではないですか。要綱はそちら側でつくられたわけですよね、議会は関与していませんので。大事なことできちんとか答弁いただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 要綱につきましては、議会のほうで議員さんを委嘱するときに、この委員会、新しく議員さんたち変わられて、そのときに要綱も全て渡してあります。その中で選任をしていただいたと私は認識しておりますので、新しい要綱は既に皆さんの手元にあると思っております。

以上です。

○8番（石井芳清君） 新しい要綱ということで確認をしました。前の要綱と違うということですね。

次に移ります。

候補地を2つに絞った根拠について伺います。

○議長（滝口一浩君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 教育施設検討委員会では、初めに町が示しました4か所の建設候補地について、それぞれの施設のうち、敷地のメリット・デメリットを示させていただいております。その後、4か所の敷地を現地視察し、先ほど申し上げましたとおり、選定過程では4つの視点で検討を進めていただき、教育施設検討委員会で候補地2か所が絞られたところがございます。

以上です。

○8番（石井芳清君） 4つとは、どこどこでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 現在の御宿中学校の敷地、現在の布施小学校の敷地、現在の御宿小学校の敷地、B&G海洋センターを含む町営野球場の周辺の土地ということで、4か所を示させていただいたところがございます。

○8番（石井芳清君） 4か所の具体的名前が、今説明がありましたが、1回と申しませうか、0.5回と申しませうか、そのときにもう1か所、町長から示されませんでしたか。それは、その4か所には結局入らなかったと思うんですけれども。または、会議の中でお話が出たんではありませんか。

○議長（滝口一浩君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） もう1か所が、御宿台のお話なのかどうか分かりませんが、それについては町がお示したわけではなくて、何回か行われている説明会の中でそういうお話があったので、町長のほうがそこに関してのお答えをしたというのが事実だと思います。

以上です。

○8番（石井芳清君） 町長が、自らお答えになったということですよ。

こちらに、会議録にも載っておりましたけれども、もう一度その話をしていただけませんか。

（石田町長「はい、そのとおりでございます」と呼ぶ）

○8番（石井芳清君） いや、会議録に町長の発言が載っておりましたけれども、もう一度そのとき町長がどういうお話をされたか、ここで話ししていただけませんか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 御宿台について、いろいろ協議の中で、あるいはちょっとご案内のように保護者説明会を4回して、住民の説明会を1回やりましたんで、どこでどういうことをしゃべっているか100%頭の中には残っておりませんが、内容的には私は御宿台についてこのようなことを申し上げてきました。

非常に多額な費用がかかるということと、といいますのは、例えば真ん中を通っておりますB道路、ありますけれども、あそこの食堂の反対側の大きな事業用地といいますか、ありますけれども、あのようなところを例えば一つの目当てとして建設した場合は、やはり一つは学校用地として3ヘクタールぐらい必要ではないかと考えておりますけれども、そういうことに関する用地の獲得ということと、さらには更地になっておりますから、あそこに学校を建設する場合は、学校校舎また体育館とか、また学校の施設整備、周辺土地の施設整備、グラウンドを造ったり、塀を造ったり、いろんな施設整備がありますけれども、そういうものを非常に含めて多額のお金がかかるというような、私はお話をしたことがございます。

○8番（石井芳清君） それは、具体的に例えば町長名とか委員長名でその事業所に照会を求めたということでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 用地については、あるときご担当の方にお話をいただきまして、今やはり坪当たり5万円ぐらいたしかしているとおっしゃいましたので、それから計算しますと、非常に3ヘクタールの用地というのは非常に多額でありますけれども、そこが一つの費用の中に入っております。

あと、例えば校舎を建設する、体育館を建設するというのは、一つの経験といいますか、事例において、およそのことですが、この程度かかるだろうということは推定されますので、そういうことで申し上げたわけでございます。

○8番（石井芳清君） 具体的には照会はされておらないということですよ、事業所に対し

て、親会社ですよ、権限持つのは、一般的に。そこにきちんと普通でしたらば検討委員会で委員長名とか町長名をして、今般の事案に関する照会という形で照会するわけでありましてけれども、そうではないということだけ確認できればいいです。

次に移ります。

根拠について、具体的な話が示されませんでした。

次に、石巻市では御宿町と同程度の海拔で引き続き学校が運営されており、地域の一次避難場所としての防災施設としての学校の役割がどのように検討されたのか、伺います。御宿小学校の現時点での建て替えということの一つの考え方の中での質問になりますが。すみません、時間の関係がありますので端的にお答えください。

○議長（滝口一浩君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） それでは、石巻の関係でございます。

現在の御宿小学校は、平成25年に策定された御宿町地域防災計画から避難所としては外されております。御宿小学校校舎の更新に向け、事前に行いました各区区長様へのアンケート調査の中にも高台にという意見があり、また保護者の方たちからも学校を通じて高台へという意見が出されておりました。

町が示しました候補地4か所に、候補地3か所と現在の御宿小学校の敷地も入れ検討されたところでございます。

以上です。

○8番（石井芳清君） 具体的な内容での提案の中での検討ということはなされなかったということで、理解いたしました。

現状で、例えば建て替えにおいては地域の決議だとか、そういうものも当然必要になってくるかというふうに思うわけですが、次に移ります。

御宿町が目指す小中連携、小中一貫教育とはどういうものか伺います。

○議長（滝口一浩君） 前森教育長。

○教育長（前森 勤君） 一般的に、小中連携とは、小中学校がそれぞれ校長、教頭が配置され、授業などの教育活動をそれぞれが実施しております。先行実施している市町村を視察して分かったことは、学校行事、例えば避難訓練、運動会、校内の合唱コンクール、書き初め・絵画展等の作品展などを連携して行っていることです。

小学校が、中学生の作品を見たり合唱を聞いたりすることで高い技術に気づいたり、丁寧な言葉遣いや人との接し方を自然に学ぶことができている。また、中学生が小学生の面倒を見て、

お世話をすることで人を思いやる心が自然と身につく、同じ敷地内で児童生徒が学校生活を送ることが、互いによい影響を及ぼしていると感じました。

次に、小中一貫型の教育とは、1人の児童生徒を9年間の義務教育期間の中で、教職員が連携して指導、支援して見続けることにあります。また、中学校教師の専門性を生かし、小学校6年生に乗り入れ授業を行うなど、小学校から中学校に進学するときを感じると思われている中1ギャップを解消する効果もあるようでございます。

小中一貫教育は、小中連携教育のうちの一つであり、小中一貫教育を行う学校は、小中一貫型小学校・中学校と、義務教育学校とに分かれます。義務教育学校は義務教育9年間を一体化して行うものです。現在、教育委員の会議の中で方向性や内容について協議を進めているところですが、学習を進めていく上で体制は小中連携、小中一貫型を模索しながら、将来的には義務教育学校を見据えて考えていきたいと思えます。

教育大綱への掲載につきましては、決まり次第、位置づけられます。

以上です。

○8番（石井芳清君） 了解しました。

検討委員会の会議中までには、町の教育委員会の方針は示されておられなかった、これは令和5年3月改定ですよ。町長、今、教育長申されたとおりでと思うんですね。一貫教育に言及しているのは、ずっと調べさせていただきました。町長以外におられないんですよ、ということを確認させていただきました。

次に移ります。

第6回検討、ちょっとこの部分は省きます。

次、中学校から浅間山に避難想定されておりますが、浅間山の耐震性や大雨、降雪時など安全性が確認されているのか、伺います。例えば、第1回目の地震で問題がなくても、その後の余震等で被害が想定される場合もあるかと思うんです。答弁いただきます。

○議長（滝口一浩君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 私のほうから、浅間山の関係をお答えさせていただきます。

町地域防災計画では、御宿中学校が災害時の避難場所として指定されております。浅間山については一時的に避難する場所として、高台として示されており、安全性、耐震性など安全性は確認されておりません。自分を助ける自助の考え方は、津波被害ではより高台へ避難することが示されておりますが、災害時の安全に避難できない状況が生まれれば、国道など別の高台を避難場所として選択することになると思われまます。

以上でございます。

○8番（石井芳清君） 安全性が確認されていないということが、確認をされました。

次に移ります。

財政事情を勘案と、財政の理由の一つにされておりますが、教育施設等の基金が建設基金が設置されているという理解をしております。公共施設等の更新計画もある中で、どの自治体でも学校施設の更新は普通のことであると考えます。御宿町の財政運営はなぜ逼迫しているのか、伺います。

これは、町長がいつもお話しされていることじゃないんですか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 財政事情を勘案とあるが、財政事情は逼迫しているのかというご質問でございます。

私自身といたしましては、逼迫しているという認識はございません。しかしながら、厳しい環境の中にあると考えております。

ご承知だと思いますが、令和4年度決算に見る財政数値を見ますと、財政力指数数0.39、町債現在高30億7,400万円、公債費3億6,500万円、基金高およそ12億円、経常収支比率88.4%であります。このような環境にあります。施設建設を進める場合、より合理的な財政運営を考慮、勘案することは真つ当な考えであると思っております。

以上です。

○8番（石井芳清君） 分かりました。

町は、財源はあるという長の判断をいただきました。これからは、町民の要望に対してお金がないという言葉はそうしたら使えませんよね、町長。確認をいたしました。

次に移ります。

それでは、その建設に係る財源構成です。

これは、ちょっと時間がないので端的に伺いますが、補助金ですね、まず建設基金があると思います、それから補助金はどのようなものがあるか。先般、ある会議の中で2分の1とか3分の1とか、幾つか説明を受けたわけでありましてけれども、あと期限があるような、このようなお話も伺いました。端的にご説明いただきたいと思っております、時間の関係もでございますので。

○議長（滝口一浩君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 補助の期限というのが、建物の建築の期間を取ると必然的に終わりから算定してくるとぎりぎりになっているというのが事実でございます。現在のところ、国

からの助成制度について、まだはっきりこちらが申請を出しておりませんので、それに伴って許可というものがありませんけれども、県を通じて、今、問合せをしたところ、令和7年の4月までに申請を出せば補助金は出ますよという回答をいただいたところでございます。

なので、それまでに設計等を進めないと期間的にぎりぎりの線になっているという意味で町長が説明したんだと思っております。

以上です。

○8番（石井芳清君） 2分の1、3分の1という種類があるんですか。

○議長（滝口一浩君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 申し訳ありません。今、考えているのが、義務教育学校の新增築公立学校施設整備費負担金ということで、そちらで統合の補助金というものを使う予定でございます。これについては、御宿小学校と布施小学校が統合ということのものでございまして、それで2分の1ということの補助率となっております。

以上です。

○8番（石井芳清君） 了解いたしました。

3分の1というのは何ですか。

○議長（滝口一浩君） 吉野教育課長。

○教育課長（吉野信次君） 3分の1は、建て替えです。今の御宿小学校の場所に御宿小学校を建てた場合には3分の1というのが通常の補助率ということでございますので、そういうことでございます。

○8番（石井芳清君） 了解しました。

ちょっと時間がないので、細かくはいたしません、そうした内容についても初めて聞く内容です。

それから、次に移ります。

ちょっと抜けますが、布施小学校の児童の受入れ等について伺います。

布施小学校の統合に関する資料の中に、今後の学校の運営ですね、クラスの人数等が記載されておりました。その中に、35人、39人学級が想定されているというふうになっておりました。ただ、これについてまだ時間があります。ですから、今日は問題提起だけにしておきたいと思っております。ですから、基本的には改廃も含めて統合ということもありますので、ぜひそういう立場で県と調整をいただきたいなということで、申し訳ないですけれども、これについては要望のみで終わらせていただきます。

それで、ただいまの説明によりますと、令和7年4月から布施小学校の児童を受け入れられると考えておりますが、先ほど町長もお話いただきましたけれども、天井のコンクリートの剥離、それから雨どいの鉄パイプ、ちょっと一部写真で持ってまいりました。これです。これ今にも朽ち果てる状況ですね。これ、実は体育館なんですけれども教室棟も似たようなものがあります。

各階をつなげているテラスをつなげている鉄で、構造物は鉄だと思うんです。今は雨どいになっています。見づらいかも分かりませんが、もうぼろぼろです。これは、いつ事故が起こるか分かりません。これどうされるんですか。町長、どうされますか、これ。危なくないですか。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 先ほど申し上げましたけれども、ご要望いただきました翌日、現地を見まして、剥離の件と、コンクリート剥離の件、体育館の排水、雨水の排水の排水管の関係ですね。それと、床のじゅうたん、床といいますが、2学年から5学年の子どもたちの玄関の周りのじゅうたんです。そういったものを確認しましたので、今、見積り等を徴しているところでございます。可能な限り6年度予算で対応できればと思っております。

○8番（石井芳清君） 了解いたしました。

6年、7年、8年、9年ですよ、たしか町長の建設構想でいくと。ですから、4年間以上まだ使うわけじゃありませんか。もう、一刻も早い子どもたちの安全を確保していただきたいと思えます。

一連の答弁を聞いておりますと、率直な疑問として小学校統合と移転に2年間のタイムラグがあること、組合立布施小学校は解散したとして、例えば御宿小学校布施分校として御宿小学校が新しく整備されたときに統合すれば、先ほど課長の2分の1補助、これは間違いなく私は受けられるのではないかなと思えます。

また、現在の場所で第一次避難場所としての位置づけ、これ例えばなくなった場合でも、この九十九里平野ですね、あそこでは避難タワーというものを設置しているところがありますけれども、たしか1階1億円ぐらいに伺っております。ちょっと正確じゃないんですけども、それだけじゃないんですよ、でもかなり高価ものだというふうに伺っております。

同じ場所に、仮に住民の皆さんもそういう決意があったことでの条件がつくとは思いますが、第一避難場所の位置づけで小学校のみの建て替えであれば総額も相当抑えられます。また、3分の1、これ建て替え補助、先ほど課長がお話しされました、これも必ず得られるのではないかと考えます。

学校再編は、教育においても、町づくりにおいても、今後、町の50年を見通す大事な事業です。丁寧な事務と慎重な判断が求められているのではないのでしょうか。これまで、きちんと精査してこなかった点について改めて精査を行い、必要があれば見直すことも大事な判断ではないのでしょうか。そのためにも、先ほど町長の答弁がありましたけれども、御宿小学校の緊急の安全対策を求めてまいりたいと思います。

次に移ります。

通学路の安全対策について伺います。

神奈川県内の交通事故で、横断歩道の白線の管理責任が問われたと報道されておりました。町内の横断歩道は幾つあるのか、町内の設置している数と管理基準についてお答え願います。すみませんが、端的に答弁いただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） 横断歩道の数につきましては、地点数が45地点、横断歩道の数といたしましては79か所になります。設置管理については千葉県公安委員会の所管となっており、常時警察による点検がされているものと承知しておりますが、規制標示等の中には塗装が経年劣化等により見にくくなっている箇所もございます。

今後は、関係機関との情報共有、協力連携を一層深め、速やかな改善に努めるとともに、特に通学路やスクールゾーンにおいては、必要に応じ、カラー舗装等も積極的に検討しながら、地域の安全対策、交通事故防止に取り組んでまいりたいと考えております。

○8番（石井芳清君） 了解いたしました。

通学路のブロックの塀や樹木の枝、道路の凸凹の管理など、総合的な安全対策を引き続き求めてまいりたいと思います。

次に移ります。

次に、総合計画について伺います。

まず、町長にとって総合計画はどのようなものか、お聞かせください。

○議長（滝口一浩君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 短く申し上げます。

総合計画とはどのようなものかというご質問ですが、総合計画とは町づくりの最も基本となる計画でありまして、町の行財政運営の長期的な指針となる町政運営の基本となる計画でございます。

以上です。

○8番（石井芳清君） 分かりました。

次に、第4次総合計画との違いについてお聞かせください。

○議長（滝口一浩君） 渡邊企画財政課長。

○企画財政課長（渡邊和弥君） 第4次総合計画と第5次総合計画の違いについてですが、第4次総合計画は平成25年度から令和4年度までの10年間の計画で、東日本大震災を経た中で人々の絆の大切さや可能性を学び、地域活性化に向けて共に支え合いながら町づくりの挑戦と再生をかけるとともに、笑顔と夢が膨らむ町づくりの実現を目指し、計画を策定しております。策定においては、各団体の代表で構成する策定委員や策定懇談会、行政内部と検討を重ね、力を合わせた手作りの計画として実行しております。

第5次総合計画では、令和5年から令和12年の8年の計画です。人々のニーズや価値観が多様化し、その対応が複雑化している中で、コロナ感染拡大による生活様式の変化、デジタル技術の革新などの対応、これまでにないスピード感で変化する地域社会に迅速に対応できるよう計画期間を10年から8年に変更いたしました。

5次では町づくりワークショップを実施し、その中で出されたキーワードとともに、まちの将来像である「ひと・マチ・自然が つながり つなげる「ちょうどいいまち」御宿」を掲げました。計画には、町づくりに取り組むことのほか住民一人一人が私たちにできることの項目を新たに掲げ、みんなでつくり、つないでいく計画といたしました。

以上です。

○8番（石井芳清君） 中身についてはかなり細かく理解しました。私にも町民の声はたくさん寄せられております。そうした町民の声が生きる、そういう主体に対してのバックアップする、そういう仕組みづくりですね、先ほども答弁があったと思いますけれども、ぜひつくっていただき、協働の町づくりを進めていただきたいと思います。

それから、1点、先ほどお配りさせていただきましたSDGs、その基本計画のこのマークとその事業をちょっとクロス集計してみました。これちょっと時間がないから細かくは言いませんけれども、私の主観によってもまだまだ丸を入れられるところがあるのではないかなと思います。

これは、やっぱり今後仕事をしていく上において、やっぱり各課連携、一つで終わるところは少ないと思います。それと同時に、一つの仕事をやるにしても様々な観点を仕事の中に組み入れるということが大変大事じゃないかということをお私はずききました。ぜひ、こうした中で実効ある総合計画の推進を求めてまいりたいと思います。

それから、最後に役場でありますけれども、今どうなっているか、これですね。町長、もうあと30秒ぐらいしか時間がありませんけれども、これはどこだかご存知でしょうか。御宿町はよく12月に観光協会が記念館の前でイルミネーションを入れますけれども、大変すてきな感じなんですけれども、これ実は役場のエントランスなんです。この赤いポールですね、昨日、職員に危険な箇所ということで置いてもらいました。それから、この役場の上には玉砂利があります。それが、カラスがいたずらして砂利を落として、そこのエントランスのひさし、これが壊れました。そうしたこともあります。

必ず、こうしたものをきちんと対応していく、それが町づくりに対する私たちの使命ではないかと、行政の使命ではないかということをお願いして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） 答弁はいいですか。

○8番（石井芳清君） しますか。じゃ、ありがとうございます。

○議長（滝口一浩君） 殿岡総務課長。

○総務課長（殿岡 豊君） ただいまいただきましたご指摘につきましては、しっかりと受け止め、早急に対応したいと思います。

本来であるならば、ただいま石井議員さんご指摘のとおり、町民の財産で建てていただいた役場庁舎、そして有事の際にはいろんな意味で本部機能を持たせる役場庁舎、そして何よりも住民のいわゆる移住、またお引っ越しの際のいわゆる戸籍上の手続、あらゆる住民の生活にとって大事な仕事をつかさどる役場庁舎でございます。

そうした意味では、住民の方をお出迎えをするエントランス、また出口の際の照明、さらには段差、いろんな意味での細かいところへの配慮というものは、やはりいま一度基本に立ち返って、私をはじめ職員一人一人がしっかりと細かいところに留意し、日頃努めていくことが重要だと考えております。

本来は、ご指摘をいただく前に職員自らが気づき行動できることが大切ではございますが、改めてご指摘をいただきましたので、速やかに対応し、町民の方々にとってより利用しやすい役場づくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（滝口一浩君） 以上で、8番、石井芳清君の一般質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（滝口一浩君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

明日13日は午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間にわたりご苦勞さまでございました。

(午後 3時56分)